

泉区連合自治会町内会長会 11 月定例会

開催日時 令和6年11月19日(火)
14:00～

1 市連会 11 月定例会報告事項

- (1) 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けのマイナ保険証専用コールセンターについて
【健康福祉局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(7)で説明〕
- (2) 横浜市の公園が禁煙になることについての周知チラシの掲示について
【みどり環境局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(2)で説明〕
- (3) エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）早期終了に伴う、広報チラシの掲示板掲出終了について
【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局】
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔その他(15)で説明〕
- (4) 「新たな横浜市地震防災戦略」（素案）に係る市民意見募集の実施について
【総務局】・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(4)で説明〕
- (5) 一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ3R夢プラン」への御協力の御礼について
【資源循環局】・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(3)で説明〕
- (6) 令和7年度改選 委嘱委員の推薦について
【市民局】・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(11)で説明〕
- (7) 自治会町内会デジタルツール展示・相談会について
【市民局】・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(8)で説明〕
- (8) 令和6年度「自治会町内会のための講習会」事例発表収録動画のYouTube配信について
【市民局】・・・・・・・・・・・・・・・・〔その他(16)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 令和7年泉区消防出初式の実施について (担当・説明：泉消防署総務・予防課)	情報提供
	資料1 ＜広報よこはま掲載：あり（12月号）＞

令和7年1月11日(土)に実施する泉区消防出初式の概要を説明します。

(2) 横浜市の公園が禁煙になることについての周知チラシの掲示について (担当：みどり環境公園緑地管理課・説明：みどり環境局環境活動事業課)	掲出依頼
	資料2★ ＜広報よこはま掲載：あり（令和7年3月号）＞

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するとともに、多くの方が集い、憩う公園で、受動喫煙対策を進めるため、横浜市公園条例の一部改正し、禁止行為に「喫煙をすること」を追加しました。令和7年4月から横浜市の公園は禁煙となります。

このことについて、広く市民の皆様にお知らせするため広報チラシを作成しましたので、自治会町内会の掲示板への掲出についてご協力をお願いいたします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(3) 一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ3R夢プラン」への御協力の御礼について (担当：資源循環局政策調整課・説明：資源循環局泉事務所)	情報提供
	資料3
<広報よこはま掲載：なし>	

令和5年度ごみと資源の総量（確定値）について、一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ3R夢プラン」の目標を達成した旨情報提供を行います。

また、今回は令和6年1月にあらたに策定した一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ プラ 5.3 計画」の主要取組であるプラスチックごみの分別・リサイクルの拡大の開始について情報提供を行います。

(4) 「新たな横浜市地震防災戦略」（素案）に係る市民意見募集の実施について (担当：総務局危機管理室防災企画課・説明：泉区総務課)	情報提供
	資料4★
<広報よこはま掲載：あり（12月号）>	

横浜市では、令和6年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、新たな取組や重点施策などを盛り込んだ「新たな地震防災戦略」の検討を進めています。

12月中旬に素案を公表し、市民の皆様から広く御意見をいただくための市民意見募集を行いますので、事前にお知らせします。

(5) 令和6年10月27日執行 第50回衆議院議員総選挙について (担当・説明：泉区総務課)	報告
	資料5
<広報よこはま掲載：なし>	

第50回衆議院議員総選挙の執行にあたり、極めて短期間での準備等が必要となる中、投票管理者及び投票立会人の御推薦をはじめ、皆様から多大なる御協力を賜りましたことに対し、深く御礼申し上げるとともに、選挙結果について御報告いたします。

(6) 令和6年度 横浜市泉区医師会市民医療講演会の開催について 能登半島医療支援から考える ～災害時の「自助」「共助」「公助」～ (担当・説明：泉区福祉保健課)	周知依頼
	資料6★
<広報よこはま掲載：なし>	

横浜医療センターの副院長・救命救急センター長である古谷先生を講師にお迎えして、能登半島地震の被災地においてDMATの一員として活動された経験から考える、災害時の医療に係る「自助」「共助」「公助」について、御講演をしていただきます。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(7) 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けのマイナ保険証専用コールセンターについて (担当：健康福祉局保険年金課、医療援助課・説明：泉区保険年金課)	情報提供
	資料7★

＜広報よこはま掲載：あり（11月号）＞

本年12月2日で、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が廃止され、マイナ保険証の利用が原則となります。

この度、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者様向けにマイナ保険証移行に係る専用コールセンターを設置しましたので、ご紹介します。

(8) 自治会町内会デジタルツール展示・相談会について (担当：市民局地域活動推進課・説明：泉区地域振興課)	周知依頼
	資料8★

＜広報よこはま掲載：なし＞

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するDX展示・相談会を市内3か所で開催します。当日は、デジタル化でできることについて企業や団体の方にご紹介いただき、その後、直接相談をいただける会となります。

つきましては、参加希望の団体は、市民局地域活動推進課までエントリーシートのご提出をお願いいたします。

【エントリーシート提出期限】令和7年1月14日（火）必着

(9) 令和6年度泉区自治会町内会長感謝会の開催及び対象者の確認について (担当・説明：泉区地域振興課)	協力依頼
	資料9

＜広報よこはま掲載：なし＞

「泉区自治会町内会長感謝会」を令和7年2月25日（火）13時30分から泉公会堂にて開催します。資料に表彰該当者の一覧がありますので、お名前、就任期間等のご確認をお願いします。

また、表彰該当者、各会長には1月中旬に案内状を発送しますので、よろしくお願ひします。

◆依頼事項

地区連合自治会町内会長への協力依頼です。

(10) 令和6年度泉区交通安全功労者表彰候補者の推薦について (担当・説明：泉区地域振興課)	推薦依頼
	資料10

＜広報よこはま掲載：なし＞

地区連合自治会町内会長に「令和6年度泉区交通安全功労者表彰候補者の推薦」について依頼します。推薦数は、各地区連合で個人1名、団体1団体程度。

期限は、令和7年1月8日（水）です。

◆依頼事項

地区連合自治会町内会長への推薦依頼です。

(11) 令和7年度改選 各種委嘱委員の推薦について (泉区総務課、福祉保健課、資源循環局泉事務所、地域振興課)	推薦依頼
	資料 11★
<広報よこはま掲載：なし>	

令和7、8年度（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）の各種委嘱委員の御推薦をよろしく申し上げます。提出期限は令和7年2月21日（金）です。

- ①横浜市泉区明るい選挙推進協議会推進員、②横浜市保健活動推進員、
③横浜市環境事業推進委員、④横浜市スポーツ推進委員

◆依頼事項

自治会町内会長への推薦依頼です。

※11月の各地区定例会にて、地区チームリーダーから資料を配付します。

※地区連合未加入の団体あてには、11月区連会資料と合わせて送付します。

(12) 泉土木管内工事について	情報提供
(担当・説明：泉土木事務所)	資料 12★

併せて「水道・下水道関係者などを装った不審な訪問が増えています！（横浜市ホームページより）」について情報提供を行います。

(13) 泉区の治安情勢等について 闇バイト強盗に係る被害防止に向けた啓発チラシの提出について	情報提供
	回覧依頼
(担当・説明：泉警察署)	資料 13★

各地で強盗事件が発生していることを受け、闇バイト強盗に係る被害・犯罪防止を目的とした区民向け啓発チラシを作成しました。つきましては、自治会町内会の回覧板への掲載をお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への回覧依頼です。

(14) 火災・救急状況について	情報提供
(担当・説明：泉消防署)	資料 14

3 その他

(15) エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）早期終了に伴う、 広報チラシの掲示板掲出終了について (担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課・ 説明：泉区区政推進課)	協力依頼
	資料 15★
<広報よこはま掲載：なし>	

令和6年6月から実施していたエコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）は11月5日（火）に早期終了いたしました。

つきましては、令和6年5月に掲出依頼をした広報チラシを自治会町内会の掲示板から撤去していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

(16) 令和6年度「自治会町内会のための講習会」事例発表収録動画のYouTube
配信について

(担当：市民局地域活動推進課・説明：泉区地域振興課)

情報提供

資料16★

<広報よこはま掲載：なし>

令和6年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。御視聴のほどよろしくお願ひします。

12月定例会 日時：令和6年12月19日（木）午後3時00分から

会場：4ABC会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

(案)

令和6年11月19日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和6年度 11月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申しあげます。

11月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、11月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いたします。

【送付物一覧】

	送付物	部数
1	「新たな横浜市地震防災戦略」（素案）に係る市民意見募集の実施について 区連会議題 4 【総務局危機管理室防災企画課】	1部
2	令和6年度 横浜市泉区医師会市民医療講演会の開催について 能登半島医療支援から考える ～災害時の「自助」「共助」「公助」～ 区連会議題 6 【泉区福祉保健課】	1部
3	横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けのマイナ保険証専用コールセンターについて 区連会議題 7 【健康福祉局保険年金課、医療援助課】	1部
4	自治会町内会デジタルツール展示・相談会について 区連会議題 8 【市民局地域活動推進課】	1部
5	令和7年度改選 各種委嘱委員の推薦について (明るい選挙推進員、保健活動推進員、環境事業推進委員、スポーツ推進委員) 区連会議題 11 ※資料をお送りするのは地区連合未加入の団体のみです。 ※地区連合加入団体におかれましては、地区定例会にてご確認ください。 【泉区総務課・泉区福祉保健課・資源循環局泉事務所・泉区地域振興課】	各1部
6	エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）早期終了に伴う、広報チラシの掲示板掲出終了について 区連会議題 15 【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課】	1部
7	令和6年度「自治会町内会のための講習会」事例発表収録動画のYouTube 配信について 区連会議題 16 【市民局地域活動推進課】	1部
8	横浜市の公園が禁煙になることについての周知チラシの掲示について 区連会議題 2 【みどり環境公園緑地管理課】	掲出部数
9	年末年始のごみと資源物の収集日程について ※泉区連合自治会町内会長会 10月定例会での依頼案件（議題6）です。 【資源循環局泉事務所】	掲出部数
10	闇バイト強盗に係る被害防止に向けた啓発チラシの提出について 区連会議題 13 【泉警察署】	回覧部数
参考資料	【情報提供】水道・下水道関係者などを装った不審な訪問が増えています！ (横浜市ホームページより)	1部

事務局 泉区役所地域振興課 担当：三浦 TEL 800-2391

地区連合自治会町内会長 様

泉区消防出初式実行委員会

令和7年泉区消防出初式の実施について

1 実施日時

令和7年1月11日（土）10時00分から11時30分まで

※ふれあい消防署体験は9時30分から12時まで

2 実施内容と場所

- (1) 第一部：式典（泉公会堂）10時から11時まで
式典（表彰式ほか）及び音楽隊の演奏を行います。
- (2) 第二部：消防訓練（泉区総合庁舎正面付近）11時10分から11時30分まで
消防団員による一斉放水及び消防隊員による訓練を行います。
- (3) ふれあい消防署体験 9時30分から12時まで
泉消防署のガレージ前で消防車両展示、防火装備の着装などの消防士体験を行います。

3 参加者

- (1) 主催者
実行委員長、火災予防協会会長、消防団長、消防署長
- (2) 来賓
市議員、県議会議員、地区連合自治会町内会長、泉区長等
- (3) 被表彰者
各表彰該当者

4 その他

- (1) 広報よこはま（12月号）ほか、駅頭や店舗の電子掲示板を活用いたします。チラシ、ポスターは作成しません。
- (2) 第一部、第二部及びふれあい消防署体験について、事前の申し込みは必要ありません。どなたでも見学及び参加できます。

お問合せ
泉消防署総務・予防課
丸山・滝浦
TEL：045-801-0119

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

横浜市の公園が禁煙になることについての周知チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するとともに、多くの方が集い、憩う公園で、受動喫煙対策を進めるため、横浜市公園条例の一部改正し、禁止行為に「喫煙をすること」を追加しました。令和7年4月から横浜市の公園は禁煙となります。

このことについて、広く市民の皆様にお知らせするため広報チラシを作成しましたので、自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

2 対象公園

横浜市が管理する、都市公園法に基づき設置されている公園が対象

3 今後の予定

- ・令和6年10月～ 公園が禁煙になることについて、順次、広報・SNS等や現地掲示による事前周知を行っています。
- ・令和7年4月～ 条例施行に合わせて、さらに巡回指導等により周知と注意を行います。

4 お願いしたいこと

【区連長】 御承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示について御協力をお願いします。

5 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後から3月末までを目安に掲示をお願いします。チラシが劣化した場合等には、新規のものをお渡しすることも可能ですので、公園緑地管理課あて御連絡ください。

※ 掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※ 各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の3月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。

みどり環境局公園緑地管理課
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

令和7年4月から 横浜市の公園は 禁煙になります

みなさまが気持ちよく安心して公園を利用できるよう
ご理解とご協力をお願いします。

■屋外での受動喫煙対策について、引き続きご協力をお願いします。

望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙が禁止されていない場所でも、周囲に人がいる場合には喫煙を控えるなどの配慮をお願いします。また、市内全域でポイ捨ては禁止です。歩きタバコもやめましょう。



公園の禁煙化について
(みどり環境局公園緑地管理課)



受動喫煙防止対策について
(健康福祉局健康推進課)



ポイ捨て・歩きタバコについて
(資源循環局街の美化推進課)

一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ 3 R 夢プラン」への御協力の御礼について【情報提供】

1 趣旨

横浜市では平成 23 年 1 月に「ヨコハマ 3 R 夢プラン」を策定し、ごみと資源の総量を令和 7 年度までに 10%削減の目標を掲げ、取り組んできました。令和 5 年度のごみと資源の総量は、市民、事業者の皆様のご協力により、基準年度対比 12.2%の削減となり、目標を 2 年前倒しで達成できました。厚く御礼申し上げます。

また、「ヨコハマ プラ 5.3 計画（令和 6 年 1 月策定）」の主要取組であるプラスチックごみの分別・リサイクルの拡大は、10 月から先行の 9 区で順調にスタートを切ることができました。引き続き、来年 4 月の全市拡大に向けて御協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

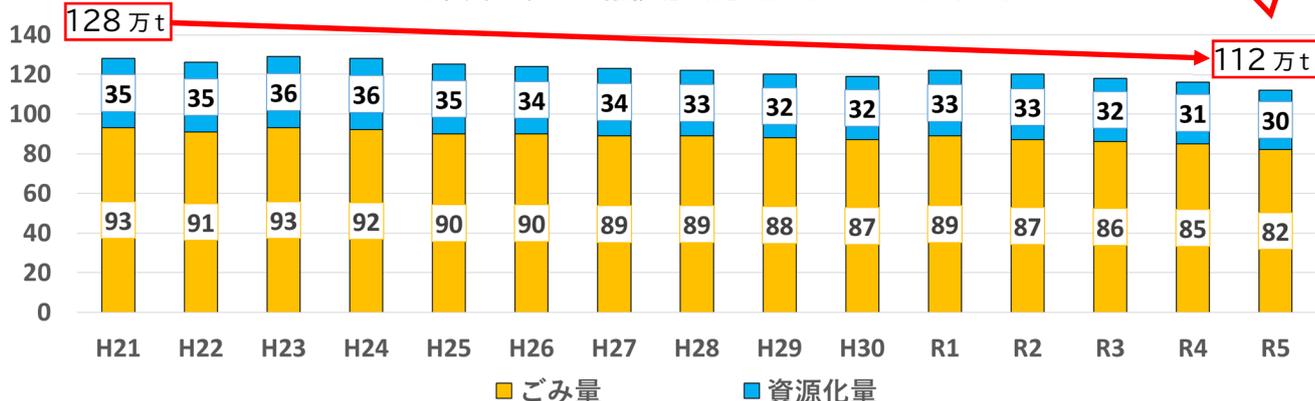
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

R5 年度 12.2%削減
(平成 21 年度対比)

3 令和 5 年度「ごみと資源の総量」の確定値について

単位：万トン

ごみと資源の総量の推移(【目標】H21 年度比で 10%削減)



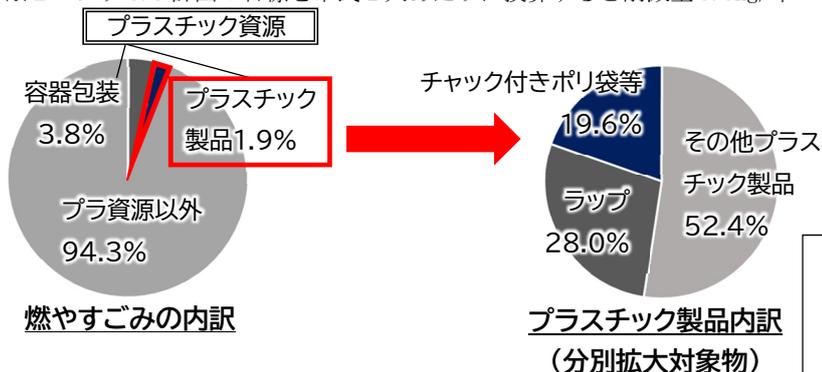
4 プラスチックごみの分別拡大の実績（速報値）について（9区、10月4週間累積値（※1））

開始から 1 か月の実績値は次のとおりです。ラップ、チャック付きポリ袋、ビニール袋が燃やすごみに多く含まれています。これらはプラスチック資源となりますので分別をお願いします。

	令和 4 年 10 月 (プラ 5.3 計画基準年度)	令和 6 年 10 月	削減量	市民 1 人あたりの 年間削減量※2
燃やすごみに含まれる プラスチック資源の量	1,886 t / 4 週	1,295 t / 4 週	591 t / 4 週	

※1 同じ曜日回りで比較するため、10月1日～28日までの4週間の累積値としています。

※2 プラ 5.3 計画の目標を市民 1 人あたりに換算すると削減量 5.3 kg / 年



資源循環局政策調整課
担当 今井、木村、川邊
電話 045-671-2503 / FAX 045-550-4239
メール sj-seisaku@city.yokohama.lg.jp

「新たな横浜市地震防災戦略」（素案）に係る 市民意見募集の実施について【情報提供】

1 趣旨

横浜市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、新たな取組や重点施策などを盛り込んだ「新たな地震防災戦略」の検討を進めています。

12 月中旬に素案を公表し、市民の皆様から広く御意見をいただくための市民意見募集を行いますので、事前にお知らせします。

＜現在検討中の主な視点＞

- ・災害が起きる前からの備え（地震火災対策、耐震化、防災意識の啓発など）
- ・被災者支援（避難所環境、物資、要配慮者支援、多様な避難への支援など）
- ・災害時の拠点強化（旧上瀬谷通信施設地区への広域防災拠点の整備など）
- ・公共インフラの強じん化（橋梁、道路がけ、上下水道の耐震化など）

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集について

(1) 募集期間（予定）

令和 6 年 12 月中旬から令和 7 年 1 月中旬まで

※ 詳細は、市ウェブページ等でお知らせします。

※ 広報よこはま 12 月号においても御案内する予定です。

(2) 素案及び概要版リーフレットの閲覧・配架場所

市民情報センター（市庁舎 3 階）、各区役所広報相談係ほか

※ 市ウェブページにも掲載します。

(3) 御意見の提出方法

横浜市電子申請・届出システム、リーフレット付属のはがきによる郵送、電子メール又は F A X

4 今後のスケジュール

- ・令和 6 年 12 月中旬～令和 7 年 1 月中旬 素案に係る市民意見募集
- ・令和 7 年 3 月末 「新たな地震防災戦略」策定

総務局危機管理室防災企画課
担当 阿武（あんの）、田岡
電話 045-671-4096 /FAX 045-641-1677
メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

泉区連長会資料
令和6年11月19日
泉区選挙管理委員会事務室
泉選管第123号
令和6年11月19日

地区連合自治会町内会長 各位

横浜市泉区選挙管理委員会委員長

令和6年10月27日執行 第50回衆議院議員総選挙について（御礼）

平素から、各種選挙の執行に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、第50回衆議院議員総選挙の執行にあたり、極めて短期間での準備等が必要となる中、投票管理者及び投票立会人の御推薦をはじめ、皆様から多大なる御協力を賜りましたことに対し、深く御礼申し上げますとともに、選挙結果について次のとおり御報告いたします。

投票結果（※小選挙区選出議員選挙）

		有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)	増減(ポイント)
横浜市	R06 衆院選	3,134,994	1,739,692	55.49	▲ 0.58
	R03 衆院選	3,135,230	1,757,869	56.07	4.51
	H29 衆院選	3,095,782	1,596,078	51.56	▲ 2.50
泉区	R06 衆院選	127,908	70,894	55.43	▲ 0.94
	R03 衆院選	128,792	72,599	56.37	3.49
	H29 衆院選	128,777	68,093	52.88	▲ 2.97

期日前投票者数（※小選挙区選出議員選挙）

		期日前投票者数(人)	増減(人)
横浜市	R06 衆院選	526,266	▲ 2,127
	R03 衆院選	528,393	▲ 22,515
泉区	R06 衆院選	20,768	▲ 719
	R03 衆院選	21,487	▲ 8,409

【参考】横浜市ホームページ

第50回衆議院議員総選挙結果表・第26回最高裁判所裁判官国民審査（令和6年10月27日執行）結果

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/senkyo/data/2024syuugiin.html>

泉区選挙管理委員会事務室（泉区総務課統計選挙係）

担当：益田・吉澤

電話：800-2315・2316

泉区連長会資料
令和6年11月19日
泉区福祉保健課

地区連合自治会町内会会長 様
自治会町内会会長 様

泉区福祉保健課長 岩井 裕子

令和6年度 横浜市泉区医師会市民医療講演会の開催について（御案内）

向寒の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、泉区の災害時医療施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、横浜市泉区医師会主催「令和6年度 横浜市泉区医師会市民医療講演会『能登半島医療支援から考える ～災害時の「自助」「共助」「公助」～』」の後援をさせていただくこととなりました。

講演会では、横浜医療センターの副院長・救命救急センター長である古谷先生を講師にお迎えして、能登半島地震の被災地においてDMAT(※)の一員として活動された経験から考える、災害時の医療に係る「自助」「共助」「公助」について、お話をさせていただきます。

つきましては、地区連合自治会町内会会長、自治会町内会会長の皆様にもぜひ御聴講いただきたく、お願い申し上げます。

(※)DMAT…Disaster Medical Assistance Teamの略。大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

1 日時

令和6年12月12日（木） 15時00分～16時30分

2 会場

横浜市泉区医師会館（泉区休日急患診療所）3階 大会議室

3 講師

独立行政法人 国立病院機構 横浜医療センター
副院長・救命救急センター長 古谷 良輔 先生

4 参加費

無料（定員50名）

【担当】 泉区福祉保健課 梅田、坂川、日比野

電話 800-2401

FAX 800-2516

メール iz-unei@city.yokohama.lg.jp

令和6年度 横浜市泉区医師会 市民医療講演会

能登半島医療支援から考える

～災害時の「自助」「共助」「公助」～

主催：横浜市泉区医師会

後援：泉区役所

日時：令和6年12月12日(木)

15:00～16:30 (開場 14:30)

会場：横浜市泉区医師会館 大会議室

(泉区休日急患診療所・横浜市南西部夜間急病センター3階)

講師：横浜医療センター

副院長・救命救急センター長

古谷 良輔 先生

参加費：無料 (定員50名 事前予約制)

《 申込み・問い合わせ先 》

泉区医師会事務局 TEL 045-801-2280

FAX 045-801-2282

裏面の申込用紙にてFAXでお申し込みください。



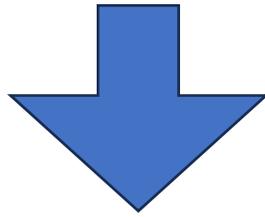
医師会の駐車場は使用できません。

お車でお越しの際は近隣の有料駐車場をご利用ください

FAX 送信先 泉区医師会事務局

045-801-2282

市民医療講演会に申し込みます



○をご記入ください

氏名 : _____

市 民 ・ 医 療 関 係 者

市 民 ・ 医 療 関 係 者

* ご参加される方全員のお名前をご記入下さい。

住所 : 泉区 (町名をご記入ください)

電話 : _____

* ご記入いただきました個人情報につきまして、本公演会お申込み上必要な手続きにのみ使用させていただきます。

* FAX の受付をもって申込完了となります。
定員を超えた場合のみご連絡いたします。

横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けの
マイナ保険証専用コールセンターについて【情報提供】

1 趣旨

本年 12 月 2 日で、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が行われなくなり、医療機関の受診に際してはマイナ保険証の利用が原則となります。

なお、マイナ保険証の有無にかかわらず引き続き次の方法で受診をすることができます。
＜12 月 2 日以降の受診方法＞

	令和 6 年 12 月 2 日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

横浜市では、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者様向けに、マイナ保険証に関するご質問にお答えするための専用コールセンターを設置しています。

専用コールセンターのご紹介とマイナ保険証の概要をお示しした資料を単位会長宛にお送りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

3 情報提供内容

次の内容を記載した資料を単位会長宛に送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 専用コールセンターの情報

【専用コールセンター】

[TEL: 045-620-8187](tel:045-620-8187)

令和 7 年 1 月 31 日まで（土日祝日を除く）9 時から 19 時まで



(2) マイナ保険証の概要

ア マイナ保険証とは

イ マイナ保険証の利用登録方法

ウ マイナ保険証の使い方

(3) マイナ保険証を持っていない方の受診方法

(4) よくある質問とその回答

被保険者の方、地域の方から多くいただく質問についてまとめています。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）
担当 二瓶、稲川、日景
電話 045-671-2422 / FAX 045-664-0403
メール kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）
担当 杉田、藤井、伊藤
電話 045-671-2409 / FAX 045-664-0403
メール kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

【横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ】

- 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度のマイナ保険証移行に関する
専用コールセンターを設置しています！

【専用コールセンター】

TEL: 045-620-8187

令和7年1月31日まで（土日祝日を除く）9時から19時まで

※横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。



- マイナ保険証について

【マイナ保険証とは】

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。
あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります。

【マイナ保険証の利用登録方法】

医療機関、薬局のカードリーダー等で利用登録をすることができます。

詳しい操作方法は、別紙1「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもOK！」を参照ください。

【マイナ保険証の使い方】

医療機関、薬局のカードリーダーにマイナ保険証を読み取ることで使うことができます。

詳しい操作方法は別紙2「マイナンバーカードを健康保険証として使うには」を参照ください。

- 12月2日以降の受診方法について

12月2日以降の受診方法についてまとめています。

マイナ保険証がない方も安心して受診することができます。

	令和6年12月2日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

マイナ保険証に関する質問

(国民健康保険・後期高齢者医療制度)



Q1 12月2日から紙の保険証が使えなくなるのですか

12月2日以降も紙の保険証に記載されている有効期限まで使用することができます。このため、12月2日以降も紙の保険証は廃棄しないでお持ちください。

Q2 マイナ保険証として利用するにはどうすればいいのですか

マイナ保険証の利用登録をするには、ご自身のマイナンバーカードが必要となります。以下の場所で、利用登録をすることができます。

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ② セブン銀行のATM(セブンイレブン店舗等)
- ③ ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで登録

利用登録方法は
こちらで
ご確認ください。
(厚生労働省HP)



Q3 マイナ保険証が無い場合はどのようにして医療機関に受診すればいいのですか

紙の保険証が有効期限(最大令和7年7月31日まで)まで利用することができます。

また、マイナ保険証の利用登録をされていない方には、資格確認書を交付しますので、そちらを医療機関窓口等で提示いただくことで、これまでどおり医療機関等で受診することができます。

Q4 医療機関のカードリーダーが故障等で使えない場合に、マイナ保険証の被保険者は、どのように受診すればいいのですか。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、保険者から「資格情報のお知らせ」(※)を送付します。マイナ保険証を利用できない医療機関等に受診する場合には、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関窓口等に提示いただくことで、受診することができます。

※資格情報のお知らせ・・・簡便に保険情報を確認できるようA4サイズ用の紙に被保険者氏名、被保険者番号、一部負担割合等を記載しています。(後期高齢者医療制度の被保険者については、令和7年8月1日以降発行いたします。)

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

当日その場でも
いいのね♪



医療機関・薬局の 受付でもOK!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です!



本人確認(顔認証等)



利用
同意取得(お薬情報など)

顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く

保険証登録未実施の
場合
次の画面へ

この画面から
お申込み

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続きが終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力



3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する
情報提供の同意に
ついて

同意する

同意しない

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象
特定健診情報の提供
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

限度額情報を
提供しますか

提供する

提供しない

自治会町内会デジタルツール展示・相談会について【御案内】

1 趣旨

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を市内3か所で開催します。

当日は、デジタル化でできることについて企業や団体の方にご紹介いただき、その後、直接相談をいただける会となります。

つきましては、参加希望の団体は、市民局地域活動推進課までエントリーシートのご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。参加希望のある団体は、「エントリーシート」でお申込みください。

3 開催概要

- (1) 令和7年1月25日（土）10時～ **保土ヶ谷区役所** 本館地下1階・会議室
(相鉄線「星川駅」徒歩5分)
- (2) 令和7年2月2日（日）10時～ **磯子区役所** 7階701・702会議室
(JR根岸線「磯子駅」徒歩5分)
- (3) 令和7年2月8日（土）10時～ **都筑区役所** 6階大会議室A B
(市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分)

=当日の流れ（予定）=

時間	内容
10:00～10:15	自治会町内会DXの説明（約15分）
10:15～11:00	企業・団体によるデジタルツール等の説明（約45分）
11:00～12:00	展示・相談会（約60分・途中退席可）

参加企業：電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展調整中。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。

※いずれの日程も同じ内容の予定です（出展企業・団体は変わることがあります）



自治会町内会 DX 応援事業
ホームページ

■エントリーシート提出期限：**令和7年1月14日（火）必着**

※参加希望多数の場合は、抽選にて参加可能団体を決定します（その場合のみ後日お知らせします）。

裏面あり

4 「自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート」について

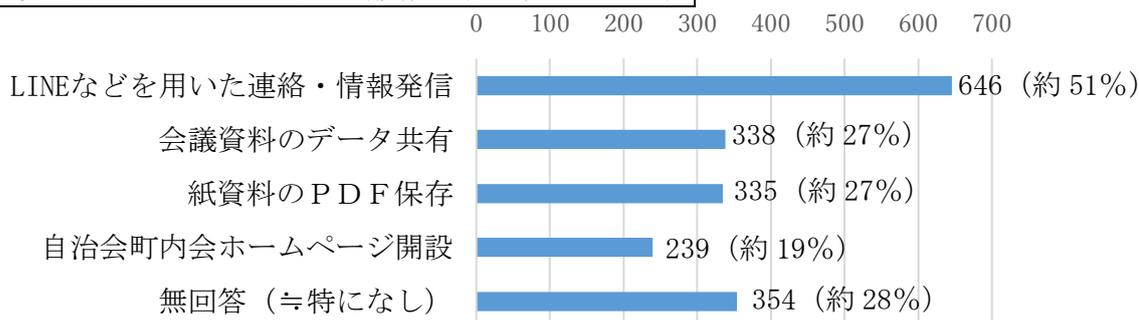
令和6年3月から7月までの間に実施しました標記アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

○主な集計結果

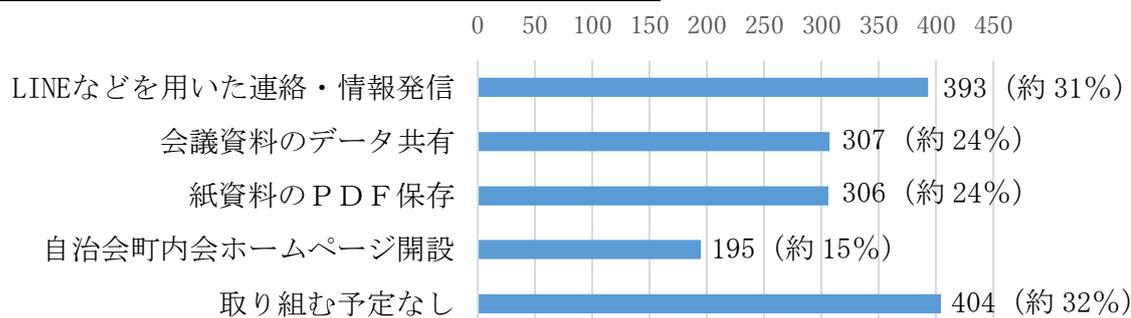
回答率 単位町内会約44%（1,259団体）、地区連合町内会約46%（118団体）

《デジタルツールの活用状況（単位町内会の集計結果）》

1 現在取り組んでいるもの（複数回答可、n=1259）



2 今後、取り組みたいもの（複数回答可、n=1259）



いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考とさせていただきます。

担当：市民局地域活動推進課

松永、石栗

電話：671-2317

FAX：664-0734

自治会町内会向け

自治会町内会で使える デジタルツール展示・相談会

参加
無料

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用(回覧板や会費集金等のデジタル化)に関するデジタルツール展示・相談会を開催します。

こんな方向けの内容です

デジタルで活動は
楽になるの？

具体的にどんなものがあるの？

どうやって選べばいいの？

お金はかかる？



電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展を調整中です。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。

出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。→



開催日時・場所

- ① 1月25日(土)10~12時 保土ヶ谷区役所
- ② 2月2日(日)10~12時 磯子区役所
- ③ 2月8日(土)10~12時 都筑区役所

各回
同じ内容
です

お問合せ・お申込みは

横浜市 市民局 地域活動推進課

問合せ電話

045-671-2317

申し込みは、裏面の
二次元コードまたはFAXにて

切：2025年1月14日（火）

申し込み先：市民局地域活動推進課

●電子申請：右側の二次元コードから入力 →

●FAX：045-664-0734



自治会町内会デジタルツール展示・相談会エントリーシート

1 出席希望の日程に○を付けてください（1か所のみ）

出席希望	日 程
	①令和7年 <u>1月25日</u> （土）10時～ 保土ヶ谷区役所会場 本館地下1階・会議室 （相鉄線「星川駅」徒歩5分）
	②令和7年 <u>2月2日</u> （日）10時～ 磯子区役所会場 7階701・702会議室 （JR根岸線「磯子駅」徒歩5分）
	③令和7年 <u>2月8日</u> （土）10時～ 都筑区役所会場 6階大会議室A B （市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分）

2 自治会の所在区と名称、出席人数をお知らせください

（※会場の都合上1団体2人まででお願いいたします）

区名	区
自治会町内会名	
人数（2人まで）	人

3 連絡先電話番号をご記入ください

TEL： _____

地区連合自治会町内会長 様

泉区地域振興課長

令和6年度泉区自治会町内会長感謝会の開催及び対象者の確認について（依頼）

日頃から、横浜市政及び泉区政の推進、地域の振興に御協力をいただいております地区連合自治会町内会長及び自治会町内会長の皆様に感謝の意を表するため、泉区自治会町内会長感謝会を次のとおり開催いたします。

つきましては、御多用中誠に恐縮ですが、御出席くださいますようお願いいたします。

なお、永年在職者表彰該当者及び各自治会町内会長の皆様には、今回御確認いただいた後、1月中旬に案内状を発送する予定です。

また、今年度も市長が各区に訪問し表彰を実施しますので、御承知おきくださいますよう、よろしくようお願いいたします。

1 日時（予定）

令和7年2月25日（火）13時30分から15時10分まで

※被表彰者は事前に集合し、市長との記念撮影等が予定されています。

2 開催場所（予定）

横浜市泉公会堂（横浜市泉区和泉中央北5-1-1）

3 内容（予定）

（1）式典 13時30分から

（2）懇談会 14時10分から

4 被表彰者

裏面のとおり

5 表彰基準

自治会町内会長の永年在職者表彰は、次の方が該当者となります。

（1）自治会町内会長及び地区連合自治会町内会長の通算の在職期間が次の年数に達した方

①5年 ②10年 ③15年以上5年ごと

（2）地区連合自治会町内会長の在職期間が10年に達した方

6 表彰該当者の確認依頼

別添の「永年在職者表彰該当者一覧」につきまして、お手数ですが漢字表記、ふりがな及び団体名を御確認ください。

また、誤字や記載漏れなどがありましたら、**令和6年11月29日（金）まで**に下記担当あて御連絡くださいますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

※ 御確認いただき、お間違いなければ、御連絡は不要です。

7 添付資料

（1）令和6年度永年在職者表彰該当者一覧

（2）横浜市自治会町内会長永年在職者表彰要綱

（3）泉区自治会町内会長永年在職者表彰要綱

担当：泉区地域振興課地域活動支援担当 千田、三浦
電話：800-2391 FAX：800-2507

横浜市自治会町内会長永年在職者表彰要綱

制 定 平成 27 年 9 月 1 日 市地活第 188 号（局長決裁）

最近改正 平成 28 年 11 月 18 日 市地活第 376 号（局長決裁）

1 趣旨

永年にわたり自治会町内会長または地区連合町内会長として市政に協力し、地域社会の振興に尽力した者に対してその功績を表彰して、平素の労苦に報いることを趣旨として実施します。

2 表彰該当者及び表彰区分

(1) 表彰該当者

表彰は次のいずれかに該当するものに対し、行います。

ア 自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間が 10 年に達した者及びその後の在職期間が 5 年ごとに達した者

イ 地区連合町内会長の在職期間が 10 年に達した者及びその後の在職期間が 10 年ごとに達した者

(2) 表彰区分

ア 在職期間が 10 年に達した者
市長感謝状

イ 在職期間が 15 年またはそれ以上に達した者
市長表彰状

(3) 記念品の交付

(1)の規定により表彰を受ける者に記念品を交付します。

3 在職期間の算定

在職期間の算定は自治会町内会長または地区連合町内会長就任時より、表彰を行う年度の属する 3 月末日までを在職期間とし、途中退任期間がある場合はその期間を除外し通算年数とします。

自治会町内会長又は地区連合町内会長いずれも在職期間がある者については、自治会町内会長及び地区連合町内会長の在職期間の合計で算出し、兼任期間については重複して計算しないものとします。

4 表彰方式

表彰は、毎年度本市で開催する自治会町内会長永年在職者表彰式で行います。

また、表彰状及び記念品の贈呈は、市長または区長が該当者に対し行います。

この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が定めます。

5 施行日

この要綱は平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 11 月 18 日から施行する。

泉区自治会町内会長永年在職者表彰要綱

1 趣旨

永年にわたり自治会町内会長または地区連合町内会長として市政に協力し、地域社会の振興に尽力した者に対してその功績を表彰して、平素の労苦に報いることを趣旨として実施します。

2 表彰該当者及び表彰区分

(1) 表彰該当者

表彰は次に該当するものに対し行います。

自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間が5年に達した者

(2) 表彰区分

在職期間が5年に達した者

区長感謝状

(3) 記念品の交付

(1)の規定により表彰を受ける者に記念品を交付します。

3 在職期間の算定

在職期間の算定は自治会町内会長または地区連合町内会長就任時より、表彰を行う年度の属する3月末日までを在職期間とし、途中退任期間がある場合はその期間を除外し通算年数とします。

自治会町内会長又は地区連合町内会長いずれも在職期間がある者については、自治会町内会長及び地区連合町内会長の在職期間の合計で算出し、兼任期間については重複して計算しないものとします。

4 表彰方式

表彰は、毎年度当区で開催する自治会町内会長感謝会の際に行います。

また、表彰状及び記念品の贈呈は、区長が該当者に対し、行います。

この要綱に定めるものの他、必要な事項は区長が定めます。

5 施行日

この要綱は平成6年12月16日から施行します。

この要綱は平成27年9月1日から施行します。

地区連合自治会町内会長 様

泉区交通安全対策協議会会長

泉 区 長 山 口 賢

令和6年度泉区交通安全功労者表彰候補者の推薦について（依頼）

日頃から、交通安全対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年度も、区内における交通安全対策の推進に貢献・寄与されている方を対象に、標記交通安全功労者（個人、団体）表彰を行いますので、各地区交通安全協会支部長と御協議のうえ、次により推薦をお願いいたします。

1 表彰対象

次の各号のいずれかに該当する個人及び団体となります。

- (1) 広報、交通安全教育、街頭指導及び交通安全意識の高揚等の交通安全活動に多大の功績が認められ、原則としてその活動を3年以上継続しているもの。
- (2) 交通安全に関する優れた発明、調査、研究に尽力し、その功績が警察署等の専門機関の評価を得られたもの。
- (3) 私財を投じて交通安全に寄与したもの（5万円以上）。
- (4) その他、交通安全運動の推進に寄与したもの。

2 推薦方法

別紙様式により推薦願います。

各地区連合、個人1名、団体1団体程度でお願いします。

- ※ 推薦にあたっては、被推薦者に推薦の旨は、必ずお伝えください。
- ※ 交通安全活動全般に積極的に取り組んでいる個人・団体の推薦をお願いいたします。
なお、泉交通安全協会をはじめ交通安全関係団体に対しても、別途推薦を依頼しています。該当者が関係団体に所属する場合は、重複する可能性もありますので御調整をお願いします。

3 表彰対象の除外

- (1) 原則として、過去 10 年度以内に交通安全功労者として、区の表彰等を受けたもの。
(別添名簿参照)
- (2) 本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うもの。
- (3) 過去 1 年以内に自己責任による交通事故をおこし、または交通違反を犯して刑事処分、行政処分の交通反則通告処分を受けたことのあるもの。

4 推薦期日

令和 7 年 1 月 8 日 (水) まで

(※推薦がない場合は連絡不要です。)

5 表彰

泉区交通安全対策協議会総会 (令和 7 年 3 月 10 日 (月) 予定) にて表彰予定です。

6 添付書類

- (1) 泉区交通安全功労表彰候補者個人推薦書
- (2) 泉区交通安全功労表彰候補者団体推薦書
- (3) 泉区交通安全功労者 (個人・団体) 会長 (泉区長) 表彰要綱
- (4) 泉区交通安全功労者 (個人・団体) 会長 (泉区長) 表彰基準
- (5) 泉区交通安全功労者 (個人・団体) 会長 (泉区長) 表彰 受賞者一覧

7 提出先

泉区役所地域振興課 (区役所 3 階 3 1 1 窓口)

事務担当 泉区役所地域振興課
担当 千田・湯澤
電話 800-2397
FAX 800-2507

泉区交通安全功労表彰候補者個人推薦書

年 月 日

泉区交通安全対策協議会会長

団 体 名

代表者氏名

交通安全功労者表彰個人候補者として次のとおり推薦いたします。

1 個人 の 部

候補者名		生年月日	年齢
ふりがな		明治・大正・昭和・平成	才
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話	
職業 又は役職		交通安全活動 従事開始 年月日	昭和 平成 年 月 日から 令和
推 薦 理 由 (具 体 的 に)			

泉区交通安全功労表彰候補者団体推薦書

年 月 日

泉区交通安全対策協議会会長

団 体 名

代表者氏名

交通安全功労者表彰団体候補者として次のとおり推薦いたします。

2 団 体 の 部

候 補 団 体 名		構成会員数	団体の結成年月日
ふりがな		名	昭和・平成・令和
団 体 名			年 月 日
代表者名		電 話	
代表者住所	〒		
推 薦 理 由 (具 体 的 に)			

泉区交通安全功労者（個人・団体）会長（泉区長）表彰要綱

1 目的

この表彰は、泉区内における交通の安全と交通事故の防止に貢献した個人または団体で、その功績の顕著なものを表彰し、交通安全の一層の強化を図ることを目的とする。

2 表彰対象

次の各号に該当するもので、その業績または功労が特に顕著で、他の範とする個人及び団体。

- (1) 広報、交通安全教育、交通安全街頭指導等の活動に尽力し、多大の貢献が認められるもの。
- (2) 交通安全に関するすぐれた発明、調査、研究に尽力し、功績のあったもの。
- (3) 私財を投じて交通安全に寄与したもの。
- (4) その他、交通安全運動の推進に寄与したもの。

3 推薦

泉区交通安全対策協議会委員が会長（泉区長）あてに推薦し、会長がこれを決定する。

4 表彰

表彰は、泉区交通安全対策協議会長（泉区長）名により行ない、記念品を併せて授与する。

5 表彰時期

表彰は、原則として年1回とし、泉区交通安全対策協議会総会の席上において行う。

6 その他

- (1) 本表彰に係る事務は、泉区役所 総務部 地域振興課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

泉区交通安全功労者（個人・団体）会長（泉区長）表彰基準

最近改正 令和5年11月14日

泉区交通安全功労者（個人、団体）会長（泉区長）表彰要綱（以下「要綱」という。）における表彰基準は次のとおりとする。

- 1 要綱第2項に定める対象者は、次の基準に該当する個人または団体とする。
 - (1) 第1号については、広報、交通安全教育、街頭指導及び交通安全意識の高揚等の交通安全活動に多大の功績が認められ、原則としてその活動を3年以上継続しているもの。
 - (2) 第2号については、警察署等の専門機関の評価を得られたもの。
 - (3) 第3号については、5万円以上の金品の寄付があったもの。
 - (4) 第4号については、交通安全に功績のあるもので、特に会長が認めたもの。

- 2 要綱第3項に定める推薦候補者（個人、団体）数及び推薦方法は次のとおりとする。
 - (1) 推薦候補者（個人、団体）数について
原則として個人は20名以内、団体は20団体以内とする。
 - (2) 推薦方法について
候補者（個人、団体）の推薦は、
 - ア 地区連合自治会町内会長が交通安全協会支部長と協議し会長（泉区長）あてに推薦する。（各連合個人1名、団体1団体程度）
 - イ 泉警察署長が会長（泉区長）あてに推薦する。（個人2名、団体2団体程度）
 - ウ 泉交通安全協会会長が会長（泉区長）あてに推薦する。（個人2名、団体2団体程度）
 - エ 泉安全運転管理者会会長が会長（泉区長）あてに推薦する。（個人1名、団体1団体程度）
 - オ 泉区交通安全シルバーリーダー連絡協議会会長が会長（泉区長）あてに推薦する。（個人1名、団体1団体程度）
 - カ 泉青少年交通安全連絡協議会会長が会長（泉区長）あてに推薦する。（個人1名、団体1団体程度）

- 3 被表彰者（個人、団体）の審査及び決定
泉交通安全対策協議会幹事会において各団体から推薦された候補者を審査し、その結果に基づいて会長（泉区長）が決定するものとする。

- 4 次に該当するものは、原則として要綱第2項に定める対象者となることができない。
ただし、第1号及び第2号については、会長（泉区長）が特に認めた場合は、対象者となることができる。
 - (1) 過去10年度以内に本表彰をうけたもの。
 - (2) 過去に同一の業績または功労により、神奈川県知事、神奈川県交通安全協会会長、横浜市長、横浜市交通安全協会会長のいずれかの表彰を受けたもの。
 - (3) 本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うもの。
 - (4) 過去1年以内に自己の責任による交通事故をおこし、または交通違反をおかし刑事処分、行政処分の交通反則通告処分を受けたことのあるもの。

地区連合自治会町内会長 様
 自治会町内会長 様

令和7年度改選 各種委嘱委員の推薦について(依頼)

日頃から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在各地域で御活躍いただいております次の委嘱委員の方々の任期が、令和7年3月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな候補者の推薦について御協力いただきますようお願い申し上げます。

地区	単会数 (※1)	依頼をする委嘱委員数			
		①明るい選挙 推進員	②保健活動 推進員	③環境事業 推進委員	④スポーツ 推進委員
中川	20	20	24	20	20
緑園	8	8	16	8	12
新橋	9	9	11	9	8
和泉北部	15	15	16	15	11
和泉中央	16	16	21	16	18
下和泉	7	7	9	7	7
富士見が丘	8	8	12	8	9
上飯田	14	14	17	14	12
上飯田団地	13	13	11	13	8
いちょう団地	8	8	10	8	8
中田	29	29	25	29	32
しらゆり	5	5	10	5	7
合計	152	152	182	152	152
任期	令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間				
提出期限	令和7年2月21日(金)				
提出方法	所定の様式(※2)により返信用封筒にて提出をお願いします。				
依頼書類送付方法	11月の地区定例会にて配付 (地区連合未加入の団体には、11月区連会資料と合わせて送付します)				
提出先	泉区総務課 統計選挙係 ☎ 800-2315	泉区福祉保健課 健康づくり係 ☎ 800-2445	資源循環局 泉事務所 ☎ 803-5191	泉区地域振興課 区民利用施設担当 ☎ 800-2396	

※1) 「単会数」には、地区連合未加入の団体数も含まれます。

※2) 各推薦書様式は、泉区ホームページ下部の「自治会町内会向け書式ダウンロード」ボタンをクリックしても入手することができます。

【自治会町内会向け書式ダウンロード】

HP掲載箇所：泉区トップページ > 区の暮らし・総合 > 市民協働・学び > 協働・支援 >
 自治会・町内会 > 自治会町内会向け書式ダウンロード

https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichikai/shoshikidownlord.html

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 6 年 1 1 月 1 9 日
泉 区 明 る い 選 挙 推 進 協 議 会

泉 明 推 協 第 2 7 号
令 和 6 年 1 1 月 1 9 日

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区明るい選挙推進協議会長

横浜市泉区明るい選挙推進協議会推進員の推薦について（依頼）

平素より、泉区明るい選挙推進協議会に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

当協議会では、明るい選挙の推進や投票率の向上等を目指して、選挙啓発活動を行っておりますが、令和4年に各自治会・町内会から御推薦いただいた推進員の皆様の任期は、令和7年3月31日までとなっています。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、次のとおり次期推進員を御推薦いただきますよう、お願い申し上げます。

1 任期

令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

2 推薦基準

- (1) 政治的に公平かつ不偏不党の方
- (2) 選挙啓発に理解があり、各種啓発活動に御協力いただける方

3 推薦依頼人数

各自治会・町内会から1名（現在推進員となられている方の再任でも構いません。）

4 提出書類

横浜市泉区明るい選挙推進協議会推進員推薦書

5 提出先

〒245-0024

泉区和泉中央北五丁目1番1号

泉区明るい選挙推進協議会事務局（泉区総務課統計選挙係）

6 提出期限

令和7年2月21日（金）

7 添付資料

- (1) 横浜市泉区明るい選挙推進協議会推進員推薦書
- (2) 明るい選挙推進員について（チラシ）

泉区明るい選挙推進協議会事務局
（泉区総務課統計選挙係）

担当：益田・吉澤

電話：800-2315

横浜市泉区明るい選挙推進協議会推進員推薦書

令和 年 月 日

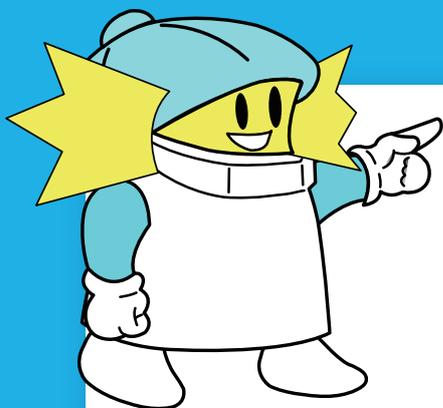
自治会・町内会名

会 長 名

下記のとおり、横浜市泉区明るい選挙推進協議会の推進員を推薦します。

(ふりがな) 氏名	住所	電話番号

「明るい選挙推進員」 とは…



横浜市選挙管理委員会キャラクター
「イコット Jr.」

横浜市・区明るい選挙推進協議会

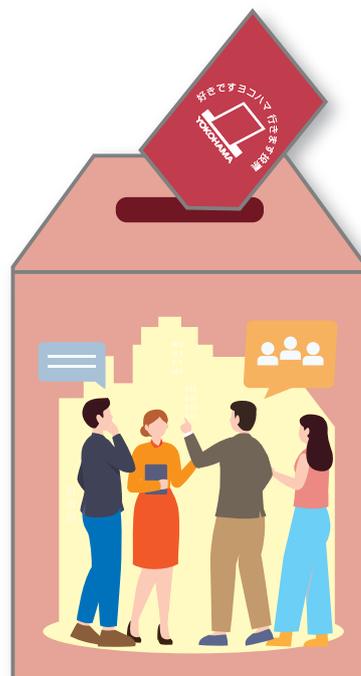
民主主義の 健全な発展を目的に



選挙違反のない
きれいな選挙を
行うこと



有権者がこぞって
投票に参加すること



有権者が普段から政治・
選挙への関心を持ち、
政党や候補者を見
る目を養うこと

をめざして活動している民間ボランティアです。

- 横浜市内では約 2,000 名以上の推進員が活動しています。



活動の様子はウラ面をご覧ください



泉 区

<活動実績> こんなことをやっています

泉区明るい選挙推進協議会では、若年層を中心に幅広い世代に向けて、選挙に対する関心を高めてもらえるよう啓発活動に取り組んでいます。

令和5年度は、小学生・中学生・高校生の各年代に応じた啓発リーフレット・クイズの配付や、小学6年生を対象とした投開票体験の実施等、若年層へ向けた啓発活動を幅広く行いました。

さらに、「泉区民ふれあいまつり」へのブース出店や「明るい選挙のわいわいファミリーフォーラム」の開催等、若年層のみならず、様々な年代の方が楽しみながら選挙に触れることができる啓発活動を実施しました。

<いろいろな活動風景>



「泉区民ふれあいまつり」での投票体験



出前授業「せんきょフォーラム」での講義



「泉区明るい選挙推進研修」での講義

年間スケジュール

開催月	事業名	事業内容
令和5年4月	定例委員会	令和4年度事業報告、令和4年度決算報告、令和4年度会計監査報告、令和5年度事業計画案・予算案の審議・決定。 場所：泉区役所
6月	小学生向け啓発リーフレット「せんきょフォーラム」の発行	区内小学校の6年生を対象とした、投票の仕方等を学べる啓発リーフレットの作成・配付。
7月	明るい選挙推進研修	「明るい選挙推進協議会の活動と最近の選挙における投票率について」をテーマにした、市選挙管理委員会事務局啓発係長による講義の実施。場所：泉区役所
8月	明るい選挙のわいわいファミリーフォーラム	選挙啓発動画及び映画「ミニオンズ フィーバー」の上映、選挙に関するパネルや投票器材の展示。場所：泉公会堂
9月	「あと3年」クイズの発行	区内中学校及び戸塚区汲沢中学校の3年生を対象とした、市選挙管理委員会発行の社会科副教材「あと3年」を基にしたクイズの作成・配付。
10月～11月	高校文化祭へのブース出展	計数機の操作体験及び選挙器材の展示。
11月	泉区民ふれあいまつりへのブース出店	選挙に関するまちがいさがし、キャラクター人気投票の実施。場所：和泉遊水地
12月～令和6年1月	出前授業「せんきょフォーラム」の実施	区内小学校の6年生を対象とした、選挙に関する講義と模擬選挙による体験学習を併せた出前授業の実施。
2月	高校生向け啓発リーフレット「高校生のためのせんきょブック」の発行	区内高校の2年生を対象とした、投票の必要性等を学べる啓発リーフレットの作成・配付。
通年	選挙器材の貸出し	区内小中学校等を対象とした、投票箱や記載台等の選挙器材の貸出し。
	明推協だよりの発行	推進委員及び推進員を対象とした、イベントの案内やボランティアの募集等を掲載した機関紙の発行。

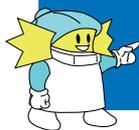
お問合せ先

泉区明るい選挙推進協議会

住所：〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号

電話：045-800-2315 ファクス：045-800-2505

メールアドレス：iz-senkyo@city.yokohama.jp



地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会会長 各位

横浜市泉区長 山口 賢

横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から区政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、地域の健康づくりを推進するため、約3,700名の保健活動推進員の皆様が様々な活動を行っていただいております。健康寿命の延伸、生活習慣病予防など、本市の健康課題への対応に大きく貢献していただいております。

現在委嘱されている保健活動推進員の皆様は、令和7年3月末日に任期満了となります。つきましては、御多用のところ誠に恐れ入りますが、次期の保健活動推進員について御推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 任期

2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）※再任可

2 保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。

詳しくは添付の「保健活動推進員について」及び「ホカツって何？」を御覧ください。推薦される予定の方にも同資料をお渡してください。

3 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和7年4月1日現在）に、原則78歳未満の方

4 推薦依頼人数

各自治会町内会で1名以上を基本とします。

※現在の人数を目安に選出してください。

〔参考〕別添「保健活動推進員 自治会・町内会別人数表」

5 推薦方法

添付「保健活動推進員の推薦名簿」により区長あて推薦してください。

※名簿には個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分御注意ください。

6 推薦の期日および提出先

(1) 推薦の期日 令和7年2月21日(金) 必着

(2) 提出先 泉区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係

7 お願い

保健活動推進員は、福祉保健センター等が実施する研修を受講して活動しますので、2年間在職することによって所期の職務を果たすことができます。保健活動推進員の推薦にあたっては、2年間の任期を満了できますよう、格別の配慮をお願い申し上げます。

担当：泉区福祉保健センター

福祉保健課健康づくり係 櫻川、小林

電話：045-800-2445

令和 年 月 日

横浜市泉区長

推薦団体(自治会町内会名)

代表者氏名

電話番号

保健活動推進員推薦名簿

(任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)

先に依頼のありましたこのことについて、次のとおり推薦します。

ふりがな 氏名	住所(町名から)	電話番号	満年齢	新任・再 任の別	町代表 ○印※
				新 再	

※ 複数名推薦する場合は町代表の方1名を決めていただき、「町代表」欄に○印をつけてください。

【お願い】

推薦事項に異動がある場合は、ただちに区の福祉保健課に連絡をし、変更の手続きをとってください。

名簿には住所などの個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分に御注意をお願いします。

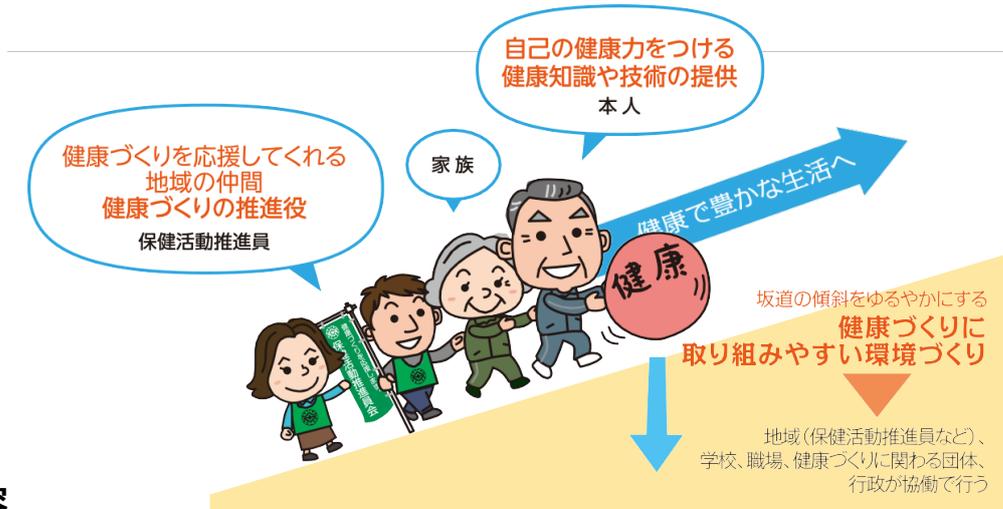
保健活動推進員の推薦要件

横浜市民で

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲があること
- (2) 任期の2年間を通して活動ができること
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができること
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できること
- (5) 委嘱時(令和7年4月1日現在)に、原則78歳未満であること

保健活動推進員について

保健活動推進員は、地域の健康づくり活動の推進役として、区役所と協力しながら地域の健康づくりの推進のために活動しています。現在、自治会町内会等の推薦により横浜市長から委嘱された約 3,700 人の保健活動推進員が活躍中です。



活動内容

(1) 健康づくり活動の企画・実践

【活動例】健康チェック、体力測定の実施、ウォーキングや体操教室の開催、禁煙や、健（検）診受診のすすめなどの啓発活動

(2) 区役所等の健康づくり事業への協力

(3) 介護予防、高齢者支援や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動の展開

【活動例】介護予防体操サロンの開催、保健活動推進員によるミニデイサービスの実施、赤ちゃん教室の開催

各区の保健活動推進員さんの活動の様子は、区のホームページで紹介されています。

ぜひ、ご覧ください。

〇〇区 保健活動推進員 検索

任期等

2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）※ただし、再任を妨げません。

推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を要件としています。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和7年4月1日現在）に、原則 78 歳未満の方



活動保障

活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

将来の保健活動推進員の皆様に向けて

「ホカツ(保活)って聞いたことあるけど、実際はどんな活動をしているの？」

「忙しくてちゃんと活動できないかも？」

「一度なるとやめられないのでは？」

「楽しい？」

などの疑問に答えるため、

長年、保健活動推進員として活動を続け、表彰された現区会長3名の方に率直な思いを聞いてみました。

▶ 今回インタビューにお答えいただいたのは・・・

旭区 齊藤 由紀子 会長
(令和4年度公衆衛生事業功労者に対する
厚生労働大臣表彰受賞)

南区 中村 雅一 会長
(令和5年度横浜市社会福祉・
保健医療功労者市長表彰受賞)

都筑区 大野 和子 会長
(令和5年度横浜市社会福祉・
保健医療功労者市長表彰受賞)

Q. 活動の回数やスケジュールなど実際の活動内容は？

年間スケジュール ～旭区の場合～

一般の保健活動推進員の年間の活動スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委嘱式 (隔年)	会計 説明会	ウォーキング イベント		健康機器の 使い方研修		健康 フェア	区全体 研修会		次年度計画 打合せ		次年度 計画の 最終確認
	区永年勤続 表彰式			がん啓発 キャンペーン						活動報告書 等作成	
地区 定例会	禁煙キャン ペーン		地区 定例会	地区 定例会				地区 定例会		地区 定例会	

活動例その1 地区定例会 ～南区～

区内のコミュニティハウスや自治会館等をお借りし、地区定例会を開催しています。

議題は、区全体会議の議題共有やイベント(健康測定会やウォーキングなど)の開催に向けた打合せ、イベント開催後の振り返りなどです。

会議時間は1時間程度ですが、顔を合

わせて話し合いができるので、チーム力が高まり一体感が生まれていると思います。



活動例その2 区民まつり ～都筑区～

	午前グループ	午後グループ
9:00	タイムスケジュール・役割確認 準備・設営	
10:00	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)	当日は午前グループと 午後グループの2チーム に分かれて活動します。
11:00		
12:00	引継ぎ・振り返り・解散	引継ぎ・ タイムスケジュール・役割確認
13:00	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)
14:00		
15:00		撤収作業・振り返り・解散
16:00		



Q. 活動を行うにあたって工夫していることは何ですか。



齊藤会長(旭区)

年間の活動について予め担当者を決めておくことで、保健活動推進員一人一人の**活動回数が偏らない**ように工夫しています。また、お仕事されている方も無理なく活動できるようになっています。

地域で開催する講座やイベントは、保健活動推進員や地域の方が**興味関心**を持っていることをテーマに企画しています。そのため、参加者からは好評を得ています。

保健活動推進員の活動を負担に感じず、楽しみながら活動していきたいと思っています。

ウォーキングなどの活動は、メンバーのみんなができる範囲で協力し、活動に興味を持って楽しく参加をしていただくようにしています。

仕事や介護等で日中時間を取りづらい方には、買い出しや設営等**できる範囲での活動**を呼びかけて、無理せず楽しく活動できるように心がけています。



中村会長(南区)



大野会長(都筑区)

「可能な範囲での活動でいいですよ」という声掛けを必ずしています。負担にならないように、皆さんが**心軽やかに**活動できるよう心がけています。また、**あいさつ**を積極的に行い、参加しやすい雰囲気づくりを大切にしています。

地区定例会等に参加できない人には資料と一緒に体調を気遣うメモを添えるようにして、コミュニケーションをとっています。

Q. 将来の保健活動推進員へメッセージをお願いします!



齊藤会長(旭区)

保健活動推進員になって自分の健康のために勉強できる機会が増え、**お得感**を感じています。また、区役所からその時々健康情報をいただけることで、自分の家族、身近な知人等の健康づくりに役立てることもできます。

このように、学び得た健康情報を口コミで発信し続けることで、地域の皆さんの健康づくりにつながっていると感じています。これからも、旭区保健活動推進員の皆さんと「**身近な健康情報発信役**」として活動していきたいです。

保健活動推進員の活動を通じて、様々な地域活動に参加する機会に恵まれ、**自分の住んでいる地域への愛着**が深まり、身近なところに**仲間**が増えました。

これから長く住む地域とのつながりを大事にし、自分自身の健康づくりと、地域の皆さまの健康づくりの推進役として、ぜひみなさん一緒に活動していきましょう!



中村会長(南区)



大野会長(都筑区)

保健活動推進員の魅力は、地域の皆さんと触れ合うことができることです。そして、活動を通して、皆さんの健康のお手伝いができている**自負**があります。

皆さんの役に立っているという気持ちが自分の健康にもつながっています。皆さんが元気になって、自分も元気になる!という**健康づくりの素晴らしい循環**を感じています。

保健活動推進員 自治会・町内会別人数表

(世帯数:R6.4.1 現在)

地区	自治会・町内会名	人数	世帯数	地区	自治会・町内会名	人数	世帯数	地区	自治会・町内会名	人数	世帯数	地区	自治会・町内会名	人数	世帯数
中川	あおば自治会	1	170	緑園	緑園一丁目自治会	3	385	新橋	新橋西自治会	1	149	和泉北部	和泉台自治会	1	449
	岡津新町町内会	1	259		緑園二丁目自治会	2	485		新橋上自治会	1	570		和泉三家自治会	1	220
	岡津町西部町内会	1	195		緑園三丁目自治会	2	625		新橋中自治会	2	480		和泉新町町内会	1	179
	岡津第一町内会	1	512		緑園四丁目東自治会	3	1174		新橋下自治会	2	700		いずみ野自治会	1	57
	岡津第二町内会	1	543		緑園四丁目西自治会	2	715		堂山団地自治会	1	204		グリーンハイムいずみ野A地区自治会	2	380
	岡津第三町内会	1	340		緑園五丁目自治会	3	330		日新団地自治会	1	77		グリーンハイムいずみ野B地区自治会	1	175
	岡津第四町内会	2	600		緑園六丁目自治会	-	670		原弥生台自治会	1	176		グリーンハイムいずみ野C地区自治会	1	300
	グリーンハイム弥生台A地区自治会	1	257		緑園七丁目自治会	1	227		新橋第一住宅自治会	1	91		グリーンハイムいずみ野D地区自治会	1	39
	西が岡第一自治会	1	281	小計		16	4611	新橋第二住宅自治会	1	75	グリーンハイムいずみ野E地区自治会		1	45	
	西が岡第三自治会	1	412					小計		11	2522		グリーンハイムひなた山自治会	1	117
	ルネ戸塚弥生台自治会	1	238										ひなた山第三自治会	2	357
	領家自治会	5	1064										南いずみ野自治会	1	136
	桂坂自治会	1	293										ホーユウパレスひなた山自治会	1	66
	みやこの杜自治会	1	239										グレースシアいずみ野自治会	1	87
	グレースシア山手台自治会	1	69										サザンヒルズ自治会	-	54
小計		20	5,472									小計		16	2661

表の人数は現人数を基準に示しています。
 かつては250世帯に1名以上の選出を基準としていましたが、
 定員数の考え方を撤廃しています。単位自治会町内会あたり1
 名以上を目安としていますが、活動の充実のために、世帯数に
 応じた推薦人数をお願いします。

地区	自治会・町内会名	人数	世帯数	地区	自治会・町内会名	人数	世帯数	地区	自治会・町内会名	人数	世帯数	地区	自治会・町内会名	人数	世帯数
和泉中央	和泉栄町内会	1	513	下和泉	大丸北町内会	1	205	富士見が丘	赤坂自治会	1	138	上飯田	上飯田ショッピングセンター自治会	-	30
	和泉台谷戸町内会	2	1300		大丸西町内会	2	527		和泉第一町内会	3	800		上飯田中村町内会	3	500
	和泉町さつき会	2	260		大丸東町内会	1	300		下和泉住宅自治会	3	910		上飯田南町町内会	4	1100
	和泉中央南ハイツ自治会	1	146		大丸南町内会	1	124		陣屋自治会	2	272		向ヶ丘自治会	1	212
	和泉町わかば会	2	720		中丸町内会	1	175		杉の木自治会	-	32		クローバー自治会	1	48
	和泉中村町内会	2	929		原町内会	2	420		富士塚自治会	2	460		坂の台町内会	1	141
	和泉東町内会	2	695		四ツ谷町内会	1	170		元木町内会	1	110		ひなた山第二自治会	1	346
	金子山自治会	1	53	小計		9	1921	小計		12	2722		台村自治会	1	203
	金子山みなみ町内会	1	45										中屋敷自治会	-	290
	上和泉西部自治会	1	229										向ヶ原自治会	1	145
	神田町内会	1	30										柳明町内会	1	118
	中和泉町内会	1	139										ライオンズマンション戸塚自治会	1	67
	並木谷戸町内会	2	556										ライオンズマンション相鉄いずみ野自治会	1	58
	A・G・I自治会	1	132										ひまわり自治会	1	45
	グレースシアいずみ中央自治会	-	280										小計		17
パークスクエア横濱いずみ中央自治会	1	187													
小計		21	6214												

地区	自治会・町内会名	人数	世帯数	地区	自治会・町内会名	人数	世帯数	地区	自治会・町内会名	人数	世帯数	地区	自治会・町内会名	人数	世帯数
上飯田団地	上飯田団地3号棟自治会	-	26	いちよう団地	いちよう団地第一自治会	2	305	中田	朝日台自治会	-	76	しらゆり	白百合台自治会	4	805
	上飯田団地第2自治会	1	93		いちよう団地第二自治会	1	192		池谷自治会	-	515		白百合東町会	1	138
	上飯田団地第3自治会	1	98		いちよう団地第三自治会	1	180		春日自治会	2	300		光ヶ丘町内会	2	230
	上飯田団地第4自治会	1	105		いちよう団地第四自治会	1	155		葛野町内会	1	206		朝日町会	2	348
	上飯田団地第5自治会	1	95		いちよう団地第五自治会	1	136		葛野東町内会	-	51		東谷自治会	1	153
	上飯田団地第6自治会	1	128		いちよう団地第六自治会	1	160		戸塚苑自治会	1	288	小計	10	1674	
	上飯田団地第7自治会	1	119		いちよう団地第七自治会	1	360		中下自治会	1	201				
	上飯田団地第8自治会	1	100		いちよう団地第八自治会	2	250		中田踊場自治会	1	600				
	上飯田団地第9自治会	1	108	小計	10	1738	中西町内会		1	383					
	上飯田団地第10自治会	1	122				中村町内会		2	1043					
	上飯田団地第11自治会	1	134				夏刈場自治会		1	300					
小計	10	1128				根下自治会	-	300	地区	自治会・町内会名	人数	世帯数			
						東池谷自治会	1	84	未加入	弥生台自治会	1	734			
						ひがしが丘町内会	-	437		グリーンハイム弥生台B地区自治会	1	65			
						東原自治会	1	514		グリーンハイム弥生台C地区自治会	1	169			
						広町自治会	2	732		グレースシアガーデン弥生台自治会	-	112			
						双葉自治会	1	78		西が岡第二自治会	1	349			
						南親交会	-	118		本郷町内会	-	150			
						南親和会	1	78		上飯田団地第1自治会	1	44			
						南よつ葉町内会	1	147		上飯田第2住宅自治会	-	41			
						宮の台町内会	1	250		南桜自治会	1	88			
						向根下自治会	-	575		小計	6	1752			
						山神前町内会	1	267							
						山百合自治会	1	218							
						若草自治会	1	225							
						富士見丘自治会	-	753							
						下村町内会	2	780							
						高砂自治会	1	370							
						小計	24	9889							

自治会・町内会長 各位

横浜市長 山中 竹春

令和7・8年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様が、令和7年3月31日に満了を迎えることとなりました。

つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 任期（委嘱期間）

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

2 環境事業推進委員の主な活動

- (1) 街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン
- (2) 地域イベント等での3R行動の啓発
- (3) ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- (4) 地域と行政機関との連絡調整や情報提供

3 推薦基準

- (1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- (2) 2の活動に関心のある方

4 推薦人数

貴自治会・町内会から原則1名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

5 推薦書の提出期限

令和7年2月21日（金）まで

6 提出先

資源循環局の各区収集事務所あて、推薦書（別紙）を送付願います。

7 今後のスケジュール

令和7年4月以降、各区において委嘱式を開催する予定です。

推進委員の皆様には、別途案内状を送付いたします。

8 添付資料

- (1) 推薦書（不足する場合は、コピーしてお使いください）
- (2) 環境事業推進委員のご案内パンフ『環境事業推進委員は「GREEN LEADER」』

問合せ、提出先：資源循環局泉事務所

〒245-0016 泉区和泉町5874-14、電話 803-5191

担当：横浜市 資源循環局 街の美化推進課

鈴木、石田 電話 671-3817

環境事業推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

資源循環局長

(推薦者職氏名)
自治会町内会名

自治会町内会長名

次の者を環境事業推進委員に推薦します。

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

※欄は任意です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

事務所記入欄

受付日：令和 7年 月 日、 入力日：令和 7年 月 日、 Wチェック：
受付者：_____、 委嘱予定日：令和 7年 4月 1日

地域で清掃活動

集積場所で分別啓発



地域で啓発活動

プラごみ削減キャンペーン

環境事業推進委員

は

グリーン

リーダー

「GREEN LEADER」

環境事業推進委員は「環境にやさしい行動」の地域での推進役。ごみの分別やリサイクル、エコなことに興味のある方を募集します。

「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。2050年の脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の皆様と共に、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉です。脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンです。



地域への情報発信（回覧など）

連絡協議会

環境事業推進委員とは…



どんな立場？

自治会町内会ごとにご推薦いただき、市長から委嘱する委員です。
それぞれの地域で、資源循環の取組(ごみ減量・資源化)、街の美化、脱炭素の推進等を中心に、環境全般の事業を推進するボランティアリーダーです。

任期は？

令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

活動は？

- ・ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- ・地域清掃や美化キャンペーン
- ・地域イベント等での3R行動の啓発
- ・地域と行政機関との連絡調整や情報提供

自治会町内会内の活動と、地区・区ごとの活動があります。



3R月間イベント

脱炭素って？

今、地球上では、CO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガスの増加が原因とみられる気候変動・異常気象が起っています。温室効果ガスの大半を占めるCO₂は、石油などの化石燃料を燃やすと発生します。

脱炭素社会の実現に向けて、3Rの推進や省エネなど、CO₂排出量を減らす、「環境にやさしい行動をとる（GO GREEN）」取組みを、毎日の生活の中から進めましょう。

環境事業推進委員の地域活動にお役に立つよう、以下の支援をしています。

○研修会／参考資料の配布

- ・委嘱式時に研修会を実施
- ・毎年1回程度全体研修会を実施
- ・具体的な活動事例を紹介する手引の配付
- ・脱炭素や資源循環にかかる資料を配付

活動の手引き

環境事業推進委員 活動手帳



横浜市資源循環局

研修会



○Web

- ・自身の学びや啓発活動に役立つ情報を掲載

○活動費の助成

- ・地区連合町内会単位に活動費を助成

ウェブページ



環境事業推進委員

検索



GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

泉区
地区連合自治会町内会長 様

横浜市泉区長 山口 賢

第35期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第34期スポーツ推進委員の任期が、令和7年3月末日をもって満了となります。2年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第35期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）候補者を、次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

- 1 提出書類
横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
- 2 提出期限
令和7年2月21日（金）
- 3 提出先
〒245-0024
泉区和泉中央北5-1-1
泉区地域振興課スポーツ推進委員担当
- 4 送付書類
 - (1) スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
 - (2) 第35期泉区スポーツ推進委員地区割依頼数
 - (3) 第35期横浜市スポーツ推進委員の推薦について
 - (4) 横浜市スポーツ推進委員チラシ
 - (5) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
 - (6) 紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）

担当：泉区地域振興課
（担当者）山下・原
電話 800-2396

スポーツ推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

（推薦者職氏名）

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
住 所		電話番号
〒 区	(自宅)	
	(携帯)	
Eメール※		
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技 ※		
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。		

※欄は任意です

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

第35期泉区スポーツ推進委員 地区割委嘱数

	単会数	第34期委員数 (11月19日現在)	第35期 依頼予定数
中川	20	19	20
緑園	8	11	12
新橋	9	7	8
和泉北部	15	11	11
和泉中央	16	17	18
下和泉	7	7	7
富士見が丘	8	9	9
上飯田	14	11	12
上飯田団地	13	6	8
いちよう団地	8	8	8
中田	29	31	32
しらゆり	5	6	7
合計	152	143	152

第 35 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和 7 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

2 概要

任期	2 年									
委嘱期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日									
主な職務	(1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。 (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。 (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び充実を図ること。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。									
推薦人数	<p>地域の実情に応じた人数（自治会町内会で必要な人数）</p> <p>自治会町内会の負担軽減の一環として、主に以下のように改正しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">推薦者</td> <td style="text-align: center;">自治会町内会長</td> <td>自治会町内会長 地区連合町内会長からの推薦も認める 他、スポーツ推進委員地区会長にも選任の協力を依頼することができる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">推薦人数</td> <td style="text-align: center;">原則として自治会町内会あたり 1 人</td> <td>地域の実情に応じた人数を選出する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、<u>紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」</u>（別紙 1）、また、スポーツ推進委員の説明に使用できるよう<u>チラシ</u>（別紙 2）を御用意しましたので、ぜひ御活用ください。</p>		改正前	改正後	推薦者	自治会町内会長	自治会町内会長 地区連合町内会長からの推薦も認める 他、スポーツ推進委員地区会長にも選任の協力を依頼することができる。	推薦人数	原則として自治会町内会あたり 1 人	地域の実情に応じた人数を選出する。
	改正前	改正後								
推薦者	自治会町内会長	自治会町内会長 地区連合町内会長からの推薦も認める 他、スポーツ推進委員地区会長にも選任の協力を依頼することができる。								
推薦人数	原則として自治会町内会あたり 1 人	地域の実情に応じた人数を選出する。								
推薦基準	(1) 18 歳以上の横浜市在住の方 (2) 委嘱時（令和 7 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方 (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方 (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方 (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方									
年齢要件（上限）	新任者は原則 65 歳未満、再任者は原則 70 歳未満									

3 依頼時期

11月下旬から12月上旬までに各区地域振興課から依頼文書を送付します。

4 提出書類

スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

5 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和7年2月21日（金）
- (2) 提出先 〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1
泉区地域振興課スポーツ推進委員担当

6 その他

これまで、委嘱委員として35年を超えて活動されている方々に対して、表彰する機会はありませんでしたが、今年度から、勤続35年・40年の皆様に、関内ホールにて開催する「横浜市スポーツ推進委員大会」において、横浜市スポーツ推進委員連絡協議会会長より、感謝状を贈呈します。

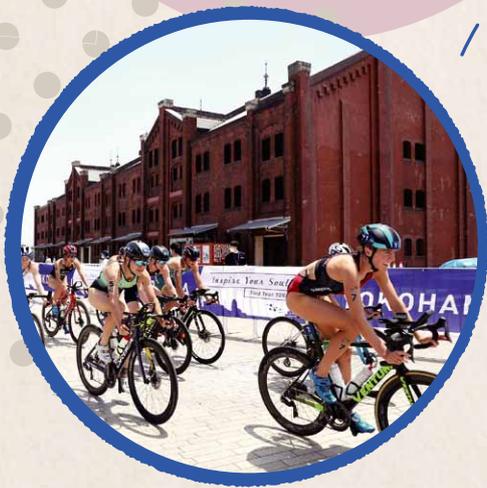
7 配布資料

- 別紙1 紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）
- 別紙2 横浜市スポーツ推進委員チラシ
- 別紙3 横浜市スポーツ推進委員の職務概要

にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

担当：十亀^{そがめ}、細木^{ほそぎ}

電話：671-3287



世界トライアスロン横浜大会

コースの設営・撤去、沿道整備などに携わっています！



横浜マラソン

参加者の誘導や警備
などで活躍しています！

あなたも
やってみませんか？

スポーツを通して地域貢献

横浜市 スポーツ 推進委員

横浜市を代表する大きなイベントから、
地域に根差した地元のイベントまで、さまざまな場で活躍中！

さまざまな研修の機会

救命救急講習会、モルック、ボッチャ
など競技の審判講習会も！



夏祭りでの屋台出店

スポーツ以外のイベントも！



小学生スポーツ フェスティバル

スポーツ推進委員 (スポ推)とは？

- ・地域スポーツ推進のため、地域で選出され、市長から2年の任期で委嘱されて活動しています。
- ・スポーツイベントや大会の企画・運営を行っています。
- ・勤続年数の長さや活動実績によって表彰されます。



横浜市のスポ推は？

- ・横浜市では約 2,500 人のとても多くのスポ推が活躍しています。
- ・スポーツ経験の有無、障害の有無問わず誰でもなれます！



スポ推になるには？

- ・自治会・町内会長に推薦してもらいましょう。
(自治会・町内会についてのご不明点は、各区役所の地域振興課にお問合せください)
- ・任期途中でも仲間入りできます！



詳しくは
こちらへ



自治会・町内会長の皆様へ

- ・各地域で活動するスポーツ推進委員の推薦にご協力をお願いします。
- ・推薦人数は、地域の実情に応じて、自治会活動に必要な人数をご推薦ください。

先輩スポ推の声

地元のつながりができて
楽しいし、新しいことが
できます！

地域の情報が得られて、
いつも新鮮で
おもしろいですよ！

子どもの頃の体験は地域の
人々のおかげだと気づきま
した。地域への恩返しと
思っています！



横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 電話 045-671-3287 FAX 045-664-0669

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

【宛先】

地区スポーツ推進委員連絡協議会

委員 ・ 会長

【差出人】

自治会／町内会 ・ 地区連合町内会

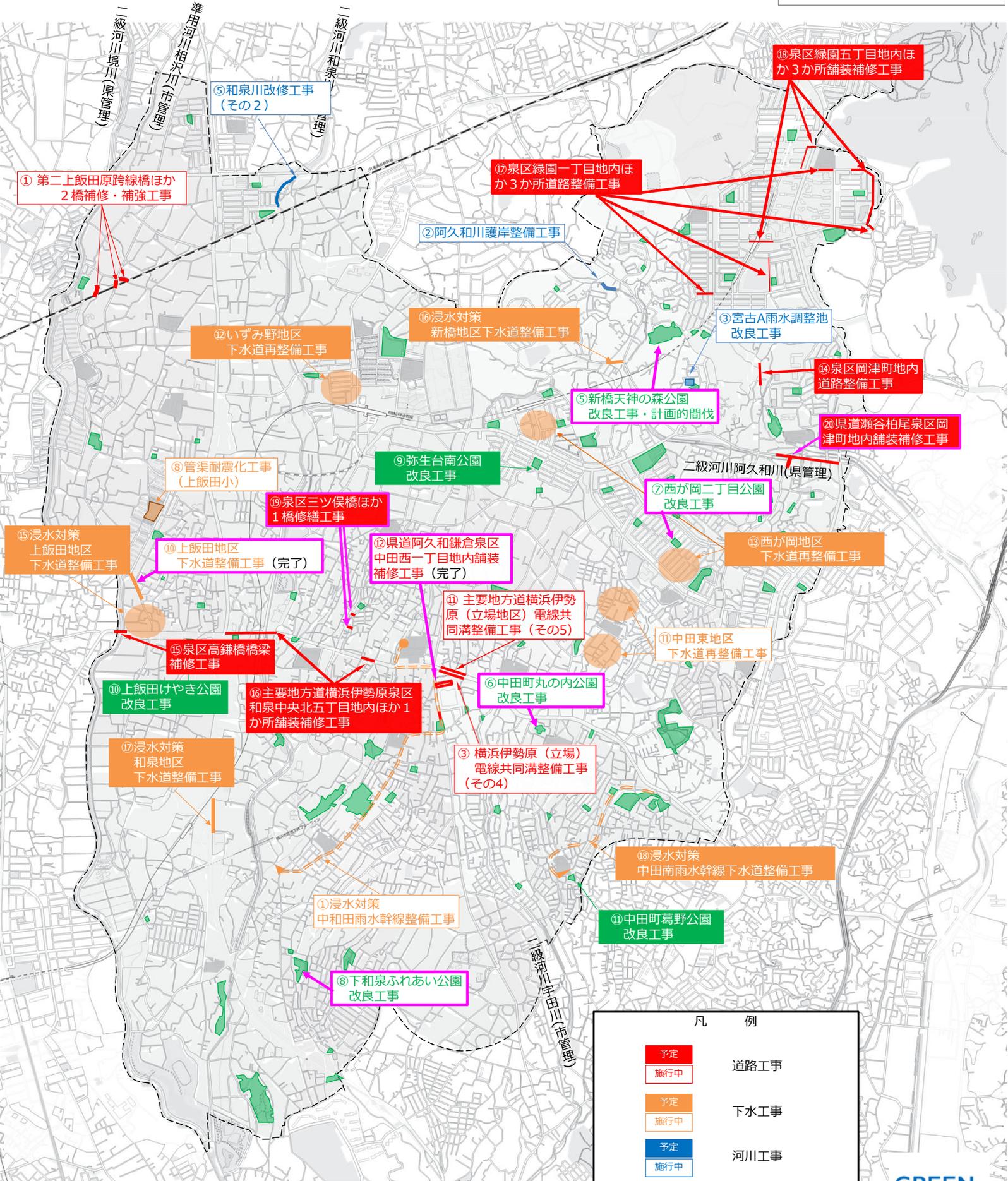
横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）
日頃から、自治会町内会活動に御協力いただき、ありがとうございます。
今年度末で満了するスポーツ推進委員の改選にあたり、次期スポーツ推進委員のご紹介をお願いします。

【候補者選出届】 ※太枠は必須事項です。

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月 日	歳
	住所	電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
Eメール		
被紹介者（紹介を受ける者）の同意について（下の□にチェックを入れてください。）		
<input type="checkbox"/> 紹介にあたり、被紹介者に説明を行い、被紹介者の同意を得ています。		

※横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。
※この紹介シートは、スポーツ推進委員候補者推薦書の代替として地域振興課へ御提出可能です。ただし、自治会・町内会長から御提出いただきますようお願いいたします。

令和6年度泉土木事務所管内工事箇所図



■ 主な工事を記載しました。
 (工事が決まり次第、各担当者から町内会長にご報告いたします。)
 ■ 上記に記した工事は予定であり、中止、延期、変更する場合があります。
 ■ 工事の予定箇所についても、大まかな範囲であり着色部分をすべて施工するとは限りません。

凡 例	
予定	道路工事
施工中	
予定	下水工事
施工中	
予定	河川工事
施工中	
予定	公園工事
施工中	
□	前回からの変更箇所

現在位置 [横浜市トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [住まい・暮らし](#) > [水道・下水道](#) > [水道](#) > [問い合わせ](#) > [水道・下水道関係者などを装った不審な訪問が増えています！](#)

最終更新日 2024年10月25日

水道・下水道関係者などを装った不審な訪問が増えています！

横浜市全域で、水道局や下水道河川局の職員、工事・委託事業者などを装い、横浜市から指示や依頼を受けていると言って、ご自宅などへ訪問する不審者や、不審な電話の情報が多数寄せられています。

不審な訪問にご注意ください。横浜市では以下のような訪問・電話はしていません。

■水道

- ご依頼のない配管などの調査や水質検査
- 家の中の水道管の修理や調査、作業代金の請求
- 浄水器などの訪問販売・レンタル・あっせん

■下水道

- 工事で敷地内に入る予定があるとの口実で留守時間の確認
- 無料を謳った排水設備の点検・修理
- 市販の排水管用消臭洗浄剤(錠剤)の配布

水道・下水道に関することで訪問があった場合

- 必ず身分証の提示を求めて確認してください。
- 不審な点がある場合には、家の中に入れたり、すぐに契約や金銭の支払い等はしないでください。
- 不審な訪問や電話があった場合には、下記までご連絡ください。

■水道に関すること

水道局お客さまサービスセンター
電話：045-847-6262

■下水道に関すること

下水道河川局管路保全課
電話：045-671-2829

泉区の防犯に関する情報は[こちら](#)





1 犯罪情勢等(10月末現在)

認知件数 475 件(前年同期比+102件)

主な罪種	令和6年	令和5年	増減
自転車盗	59件	55件	+4件
オートバイ盗	27件	18件	+9件
自動車盗	3件	2件	+1件
車上ねらい	10件	13件	-3件
万引き	70件	46件	+24件
強盗	0件	1件	-1件
空き巣	12件	12件	±0件

- 特徴**
- 全国で闇バイトに関連する侵入強盗事件などが発生しています。
 - オートバイ盗が増加しています。
 - 自転車盗は横ばい傾向にあります。

(2) 特殊詐欺

	令和6年	令和5年	増減
発生件数	37件	41件	-4件
被害総額	約8200万円	約8000万円	約200万円

- 特徴**
- 10月は「未納料金がある。このままだと電話が使えなくなる。」との謳い文句から電子マネーカードを購入させる架空請求詐欺の電話が多く掛かってきました。そのほとんどの電話番号が+44、+1など海外からの発信です。中にはそれを自動音声で行うものもあります。
 - 店舗内において自治会長が高額の電子マネーカードを購入しようとしている高齢男性を見かけ、声掛けしたことによって詐欺被害を防止しています。11月8日に感謝状を贈呈しました。

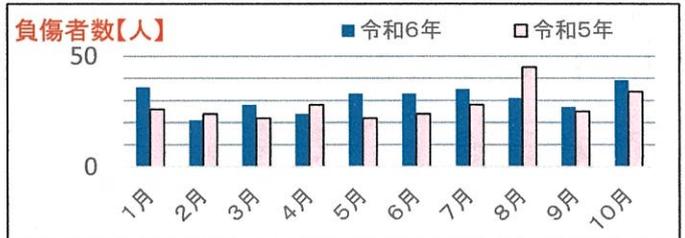
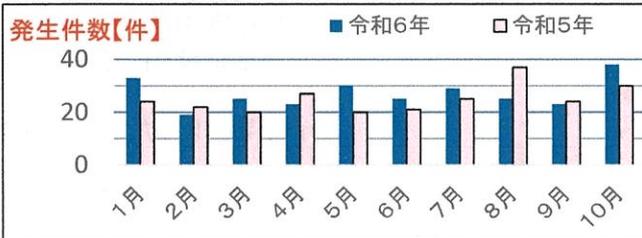
2 交通事故の発生状況(10月末現在)

(1) 発生状況(暫定)

	令和6年	令和5年	増減
発生件数	270人	250件	+20件
死者数	±0人	±0人	±0人
負傷者数	308人	280人	+28人

	令和6年	令和5年	増減
高齢者	96件	84件	+12件
二輪車(オートバイ)	99件	88件	+11件

(2) 月別推移



- 特徴**
- 事故全体の比率では、
高齢者 35.6%
二輪車(オートバイ) 36.7%
が高くなっています。
本年1月末の比率と比べ、
高齢者 -18.9ポイント
二輪車 -5.7ポイント
と、その割合は減少傾向にあります。
 - 昨年中、県内の交通死亡事故における二輪車の構成率は35.7%で、これは全国平均19.0%の約2倍となっており、神奈川県の特徴です。

お願い

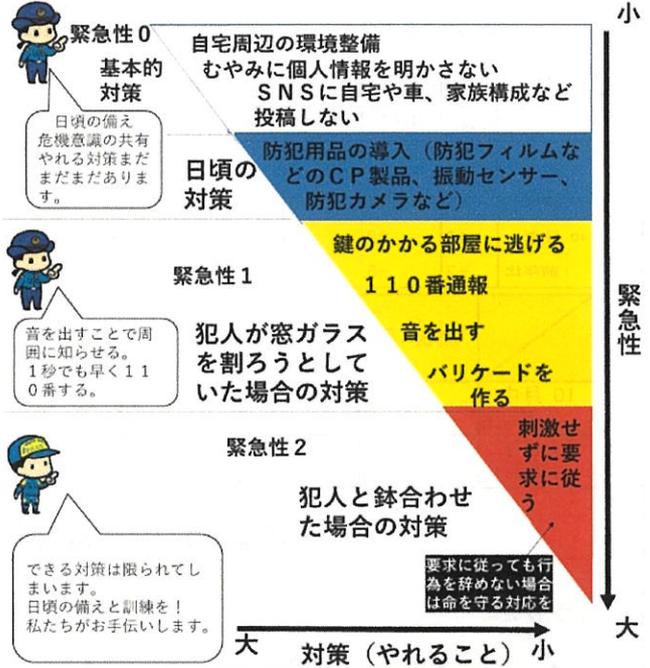
- 12月11日(水)から20日(金)までの間、「年末の交通事故防止運動」を実施します。
- 今年のスローガンは、「今日もまた あなたの無事故 待つ家族」になります。
- 冬の間は日暮れが早く、また黒っぽい服装が増え、夜間でも見えにくくなるため、反射材を有効活用して事故防止に努めましょう。

住宅侵入強盗への対策

~このときあなたならどうする~

日頃の対策から緊迫した状況下でできる対策

時間とともにできること(三角形の面積)が減っていくのが見えます



命を守る強盗対策出前講座

—今こそ防犯対策—

泉警察署では、住宅侵入強盗への対応訓練をみなさまの参加体験型訓練として実施します。御要望に応じて実施することも可能ですので是非、泉警察署生活安全課まで御連絡ください。

泉警察署生活安全課 電話045-805-0110

冬の夜 反射材で 事故防ぐ

3 町名別発生状況(10月末現在)

(1) 認知件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	その他	合計
10 月中	1	5	0	3	3	2	0	8	0	1	0	2	3	8	4	0	4	0	2	1	0	4	0	51
前年比	-2	+2	-1	±0	+3	+2	±0	-4	±0	±0	±0	+2	-5	+6	+3	-1	+3	±0	±0	±0	±0	+4	±0	+12
10 月末	15	60	16	22	25	11	18	106	0	13	5	5	22	41	26	5	28	4	21	5	1	25	1	475
前年比	-5	+30	±0	±0	+12	+3	+2	+28	±0	-1	±0	+4	-6	+4	+3	+2	+12	-2	+12	-4	±0	+5	+3	+102

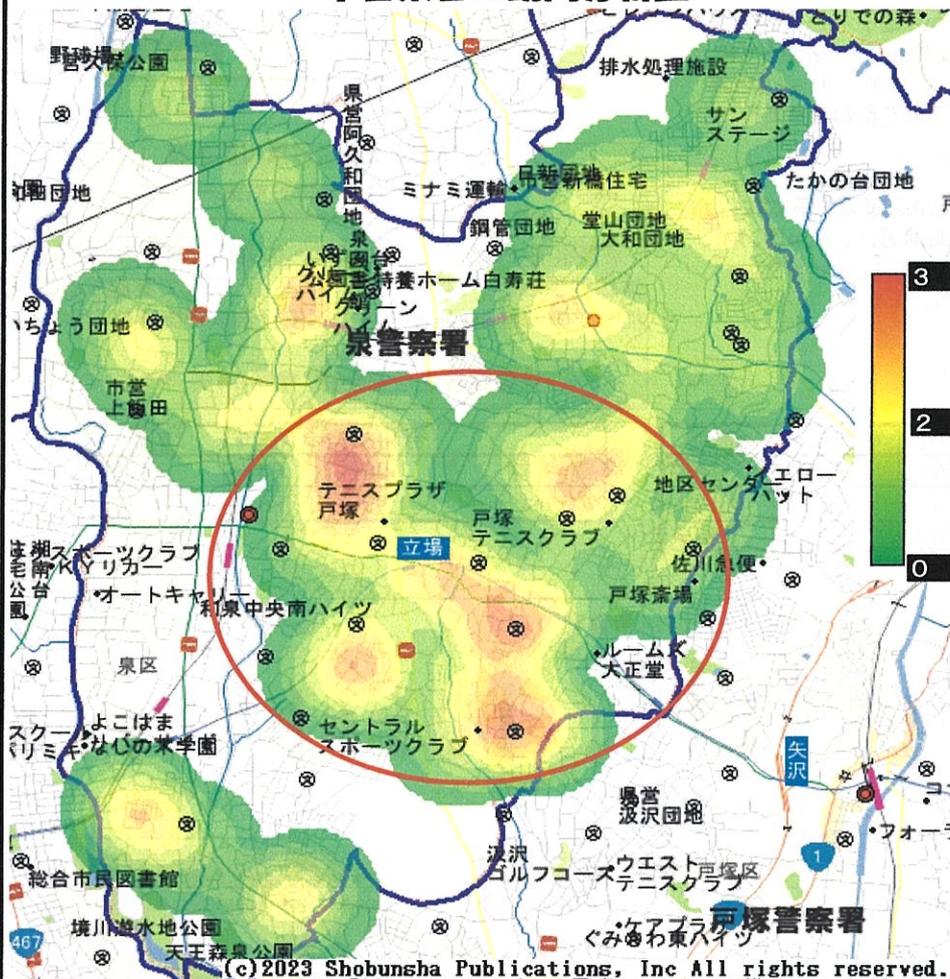
* 令和5年5月末分から、和泉町にあっては横浜伊勢原線(長後街道)を基準に和泉町(北部)及び和泉町(南部)に分けて統計を出しています。

(2) 交通事故発生件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園
10 月中	1	3	5	2	2	1	2	4	0	3	0	2	1	3	1	1	3	2	0	1	0	1
前年比	±0	±0	+5	-1	+1	±0	+2	±0	±0	±0	-1	+1	±0	+1	-2	±0	±0	+2	-1	+1	±0	±0
10 月末	12	22	15	22	17	11	4	51	0	7	3	5	9	16	11	11	23	6	5	11	0	9
前年比	+7	-5	+2	+3	+6	+7	-5	+15	±0	-4	-3	+1	-1	+2	-9	+3	+1	+2	-1	+1	-1	-1

	環状4号	横浜伊勢原線(長後街道)	阿久和鎌倉線(かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他※	合計
10 月中	5	4	3	2	1	22	1	38
前年比	+2	-2	+2	-1	+1	+5	+1	+8
10 月末	35	33	19	7	4	166	6	270
前年比	-7	-6	+11	-4	±0	+30	-4	+20

不審業者の訪問分析図



《分析図の説明》

- ◎ 青い枠内が泉警察署管内です。
- ◎ 緑→黄→赤の順に訪問件数が多い地域になります。
- ◎ 和泉中央、中田地区に多くみられます。
- ※ 色のついていない地域だからといって安心はできません。

【主な訪問業者の例】

ガス点検・リフォーム・買取店・工事関係者・インターネット回線等

★不審に感じたらすぐ110番★

- ◎ 「屋根が壊れています」
- ◎ 「近くで工事をしています」
- ◎ 「水道管を点検します」

★泉警察署からのお願い★

泉区全域において訪問業者に関する情報が寄せられています。不審な業者が訪問してきたら、すぐ警察に通報してください。



泉生安発第 3630 号
令和 6 年 11 月 12 日

地区連合自治会長内会長 殿
自治会町内会長

泉警察署長

闇バイト強盗に係る被害防止に向けた啓発チラシの提出について（依頼）

日頃から泉区内の警察行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

この度、闇バイト強盗に係る被害・犯罪防止を目的として、区民の皆様への啓発チラシを作成いたしました。

つきましては同封のチラシを貴自治会町内会の回覧板にて載せていただきたく、ご依頼申し上げます。

御多様中のところ誠に恐縮ですが、御対応のほどよろしく申し上げます。

（担当）

泉警察署生活安全課 高橋
電話 045-805-0110（代表）

強盗事件 各地で発生！

警察からのお願い

- 防犯性能の高い建物部品を導入しましょう
- 窓に防犯フィルムや補助錠を設置しましょう
- センサーライト・防犯カメラを設置しましょう
- 外部から敷地内が見えるように植栽を剪定しましょう
- 息子・娘世代、孫世代から父母・祖父母に注意喚起をお願いします。

～すぐできる防犯対策の例～

- 在宅時も必ず施錠
- 夜間は必ず雨戸を閉める
- 夜間でも電気を点けておく
- 防犯ブザーや携帯電話を枕元に置く
- 防犯砂利を敷く



CP (Crime Prevention=防犯) マークを御存じですか。

「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による防犯性能試験(破壊するのに5分以上要するなど)に合格した部品です。

CPマークが認められた部品の効果を最大限発揮するためには業者による施工が必要となる場合もあります。県警察では、専門的知識を有する方を「防犯コンシェルジュ」として委嘱し、防犯診断等を行っています。

共通標準 (CP マーク)

深夜の住宅街に不審な車両 (複数人の乗車、ゆっくり走行する等) を見かけたら情報提供をお願いします。

泉警察署 電話 045-805-0110

求人情報を探してる方へ

闇バイト 絶対に加担しないで!!

- # 高額 # 即日即金
- # 日給5万円から
- # ホワイト案件
- # 楽で、簡単、高収入
- # 運びの仕事
- # 書類運搬

ちょっと待った!!
その誘いは犯罪者の
入り口です!!!

これらの書き込みは、
いわゆる「闇バイト」です。

凶悪な強盗、特殊詐欺などの片棒を担ぐことになります。

当然、犯罪行為に加担すれば、バイト感覚だったとしても、
被疑者として逮捕され、重い刑罰に処されます!!

※ 大部分がXから、匿名性の高いアプリ(シグナル)に誘導される。

闇バイトの先に待つのは、人生の破滅!!

今、犯罪に加担しようとしている方へ

たとえ自身や家族が脅迫されても、強盗は凶悪な犯罪
です。犯罪に加担する前に、勇気を持って抜け出し、す
ぐに警察に相談してください。警察は確実に保護します
ので安心してください。



泉警察署 045(805)0110

資料 14

泉区連長会資料
令和6年11月19日
泉消防署

泉区 火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和6年10月31日現在

火災状況		泉区内		
		令和6年	令和5年	増△減
火災件数		24	24	0
火災種別	建物火災	15	19	△ 4
	車両火災	1	3	△ 2
	その他火災	8	2	6
	林野火災	0	0	0
	船舶火災	0	0	0
	航空機火災	0	0	0
損害程度	焼損床面積(m ²)	317	1,242	△ 925
	死者	1	1	0
	負傷者	0	7	△ 7

泉区内 主な火災原因	令和6年	令和5年	増△減
放火(疑い含む)	5	4	1
たばこ	2	3	△ 1
こんろ	2	4	△ 2
ストーブ	2	2	0
火あそび	1	0	1
上記以外の火災原因	12	11	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況		泉区内		
		令和6年	令和5年	増△減
救急出場件数		8,634	8,285	349
救急種別	急病	6,145	5,969	176
	交通事故	288	272	16
	一般負傷	1,506	1,481	25
	その他	695	563	132

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	2
緑園地区	1
新橋地区	2
和泉北部地区	3
和泉中央地区	4
下和泉地区	2

連合名	件数
富士見が丘地区	1
上飯田地区	2
上飯田団地地区	4
いちょう団地地区	1
中田地区	2
しらゆり地区	0
その他	0

市連会 11 月定例会説明資料
令和 6 年 11 月 12 日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾） 早期終了に伴う、広報チラシの掲示板掲出終了について【協力依頼】

1 趣旨

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）は、令和6年6月からキャンペーンを実施してまいりましたが、この度、予算上限に到達したため、11月5日（火）に早期終了いたしました。

つきましては、早期終了をもって広報チラシの掲出も終了となりますので、令和6年5月に掲出依頼をした広報チラシを、自治会町内会の掲示板から撤去していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

自治会町内会の皆様におかれましては、広報等にご協力いただき、誠にありがとうございました。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】掲示板に右記の広報チラシをご掲出いただいている場合は、撤去をお願いいたします。



3 お問い合わせ先

キャンペーンの内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、土日祝・年末年始含む10時～18時）

掲示板への広報チラシ掲出・撤去に関すること

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：045-671-2661）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課 担当 東田・安室
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838
メール da-ecohama@city.yokohama.lg.jp

令和6年度「自治会町内会のための講習会」 事例発表収録動画のYouTube 配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内2区の自治会町内会に、ICTを活用した負担軽減等の活動事例を御紹介いただきました。

① 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会 DX の実現に向けて」(LINE を活用した情報伝達)

② 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）



(その2)アプリ登録方法の講習会を開催



↑ 事例発表の一部抜粋

(2) 配信期間など

- ・令和6年11月12日(火)～令和8年3月31日(火)
- ・以下のホームページから視聴できます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



事例発表の
二次元コード

4 その他

事例発表について、視聴した感想等を電子申請・届出システムでお答えください。

令和6年11月12日(火)午前9時から令和7年3月31日(月)午後5時まで受け付けます。

電子申請・届出システムは、下記の二次元コードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧(個人向け)」→キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8ef0a07d-9b2e-4de4-ae3a-aa6fc753abff/start>



←感想等受付の
二次元コード

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾
電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp